

FTAの有効活用による海外展開の進め方
～日EU・EPA利用のための留意点～

日EU・EPAの 特惠関税利用（輸出時）の留意点

2020年8月6日

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部欧州ロシアCIS課

本資料の第三者への提供はお断りします。
また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

2020年2月時点での日EU・EPAの利用状況 (2020年2月21日ジェトロウェビナー参加者アンケート結果)

日EU・EPAの利用状況

利用している	45.4%
利用を検討している	16.7%
利用する予定はない	13.0%
まだわからない	11.1%
その他	8.3%
利用を予定している	5.6%

(回答母数 : 108)

日EU・EPA利用にあたっての課題 (複数回答)

社内体制の整備 (マニュアル、人材育成、システム化等)	65.6%
サプライヤー/取引先との協力体制整備 (原産地証明書に必要な書類の整備等)	52.2%
自己申告制度 (自己証明制度) の手続き	51.1%
対応コスト	10.0%
わからない	5.6%

(回答母数 : 90)

本日の内容

1. 日EU・EPA関税削減の効果
2. 日EU・EPAの特恵関税利用(輸出時)の留意点

1. 日EU・EPA関税削減 の効果

ジェトロの日EU・EPA特集ページのご紹介

(2020年3月改訂)

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>



日EU・EPA解説書：日EU・EPAの特恵関税の活用について

日EU・EPA特恵関税率の調べ方、関税削減メリットを得るために必要な原産地規則の読み方や基本的な手続きなどを解説しています。2020年3月改訂版では主に、欧州委員会が2019年12月に新たに公表したガイダンスの内容を反映し、原産地に関する申告文を作成できる者や、申告文を記載できる文書についてより詳細に解説しています(5-2-1 特恵待遇の要求等)。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf

• [全文](#) (6.4MB)

WEBセミナー：日EU・EPA(輸出時)の最新事情 —発効2年目に留意すべきポイント—

<https://www.jetro.go.jp/biz/seminar/2020/2a38d50640a0adfa.html>

2019年12月に欧州委員会より、原産地に関する申告手続きを解説する新たなガイダンスが発表されました。既に日本からEU向けの輸出において同協定を利用されている企業の皆様向けに、最新の留意点を解説しています。(収録日:2020年2月21日)

最新ニュース (ビジネス短信)

2020年4月30日	EU・メキシコFTAの再交渉が妥結(メキシコ、EU)
2020年3月31日	ポルトガル税関担当者、日EU・EPAの中長期的な効果に期待を表明(ポルトガル)
2020年3月31日	ピーシー・インターナショナル・チェコ、関税コスト削減に成功(チェコ)
2020年3月30日	小糸チェコ、日EU・EPAを活用し日本から調達する部品の約半数の関税をゼロに(チェコ)
2020年3月30日	日EU・EPA発効後のルーマニアへの日本酒輸入とローカルルール(ルーマニア)
2020年3月27日	日EU・EPAの活用、関税を負担するDDP条件の輸出でメリット(日本、EU、フランス)
2020年3月26日	クロダイト、日EU・EPAがフランス向け輸出成約の決め手に(日本、EU、フランス)
2020年3月17日	齋栄織物、高級アパレルブランド向けテキスタイル輸出で日EU・EPAを活用(日本、EU)

齋栄織物、高級アパレルブランド向けテキスタイル輸出で日EU・EPAを活用

(EU、日本)

欧州ロシアCIS課

2020年03月17日

齋栄織物は、薄手の絹の産地である福島県川俣町で1952年に創業し、2012年にものづくり日本大賞の内閣総理大臣賞を受賞した、世界一薄い先染絹織物「フェアリー・フェザー(妖精の羽)」などの企画、製造、販売を手掛ける。ジェトロは、同社の齋藤康行代表取締役と齋藤栄太常務取締役に、欧州でのビジネス展開と日EU経済連携協定(EPA)の利用について聞いた(2月20日)。

同社の売上高に占める海外の比率は2018年度に約40%で、地域別には工業用資材の需要が安定している米国(20~25%)、欧州(10%程度)が大きい。欧州の主な顧客は高級アパレルブランドだが、コレクションごとのコンセプトに合えば受注できるため、取引相手と受注量の変動は激しいという。商談には、常に新作を持参する。昨今は薄く、軽く、凹凸や表面効果が施されたテキスタイルがトレンドで、フランスのリヨンやイタリアのコモといった欧州のほかの絹産地が製造していない、同社の凹凸感のある3Dシルクのテキスタイルは、シャツやジャケット用に人気だ。ここ2年は環境や持続可能性に配慮した素材(再生繊維であるアセテートと絹の混紡)への引き合いも多いという。

外務省が日EU・EPAテキストを公開(2018年7月17日)

日EU・EPA和文テキスト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html

日EU・EPA英文テキスト

https://www.mofa.go.jp/ecm/ie/page4e_000875.html

The screenshot shows the official website of the Ministry of Foreign Affairs of Japan. The header includes the logo and name of the ministry, along with navigation links for 'English' and 'Other Languages'. A search bar is also present. The main navigation menu includes '外交政策' (Foreign Policy), which is highlighted. Below the menu, a breadcrumb trail leads to the current page: '自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA)'. The main content area features a blue banner with the title '自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA)' and a sub-header '日EU経済連携協定 (和文テキスト) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」'. The date '平成30年7月17日' and a link to the '英語版 (English)' are displayed. Social media sharing buttons for Twitter, Facebook, and Email are visible. A section titled '和文テキスト' (Japanese Text) contains a list of links to various PDF documents related to the agreement, such as '協定本体 (PDF)', '附属書二-A 関税の撤廃及び削減 (PDF)', and others.

日EU・EPA協定の全体像

同協定は以下の章及び関連する
附属書等で構成(全23章)

【ポイント】

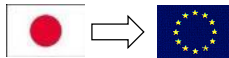
- ①域内累積を可能とする原産地規則、②透明性・法的安定性のあるサービス・投資の自由化約束、
③ソースコードの開示要求の禁止等、先進的なルール → 日本経済や企業活動に貢献

日EU・EPAにおける章	内容
第1章 総則	本協定の目的、用語の定義、WTO協定との関係
第2章 物品の貿易	個別品目の関税撤廃、削減、その他物品貿易に関するルール
第3章 原産地規則及び原産地手続き	本協定に基づく特恵税率が適用される原産品の要件、手続
第4章 税関に係る事項及び貿易円滑化	税関手続の透明性確保、簡素化等
第5章 貿易上の救済	輸入急増の場合等における緊急措置(セーフガード、AD等)
第6章 衛生植物検疫(SPS)措置	SPS措置に係る手続の透明性向上
第7章 貿易の技術的障害(TBT)	強制規格等を導入する際の手続きの透明性向上
第8章 サービスの貿易・投資の自由化及び電子商取引	サービス貿易・投資に関する内国民待遇、電子商取引のルール
第9章 資本移動・支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置	資本の移動等に関し、原則自由な移動を確保
第10章 政府調達	WTO政府調達協定をベースとした、協定で定める調達の手続の透明性等
第11章 競争政策	反競争的行為に対する適切な措置、協力等
第12章 補助金	補助金に関する通報や協議、一部の補助金の禁止等
第13章 国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業	国有企業等の物品・サービスの購入についてのルール
第14章 知的財産	知的財産権の保護、地理的表示(GI)保護
第15章 企業統治(コーポレート・ガバナンス)	株主の権利や取締役会の役割等に係る基本的要素
第16章 貿易及び持続可能な開発	貿易と持続可能な開発に関わる環境や労働分野にかかる協力等
第17章 透明性	協定の対象となる事項に関する法令等の速やかな公表等
第18章 規制に関する良い慣行及び規制に関する協力	各締約国・地域内規制の透明性向上、規制にかかる協力
第19章 農業分野における協力	農産品・食品の輸出入の促進、協力
第20章 中小企業	中小企業に関する情報提供等の協力
第21章 紛争解決	協定の解釈等に関する日EU間の紛争を解決する際の手続
第22章 制度に関する規定	本協定運用のための合同委員会設置等の体制
第23章 最終規定	効力発生、改正等に係る手続、協定の言語等

(注) 投資保護と投資紛争解決については引き続き協議

(出所) 外務省資料をもとに作成

EU側撤廃率:約99%(注1、2)



(注1)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。2017年のHSコードに基づくものに変換する際、数字が変わる可能性がある。
(注2)撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

- EU側では全品目の96%が2019年2月1日の発効と同時に撤廃。
最終的に、全品目の99%の関税を撤廃。
- 貿易額に基づく即時撤廃率は75%、最終的には「100%近く」の関税が撤廃。

(出所)欧州委員会資料(2017年7月)

分野別の合意内容

●工業製品

- 100%の関税撤廃を達成。
- 乗用車(現行税率10%):8年目に撤廃
- 自動車部品:貿易額で9割以上が即時撤廃

●農林水産品等

- 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含めほぼ全ての品目で関税撤廃
(ほとんどが即時撤廃)。
- 酒類については、日本ワインの輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制を撤廃・緩和。
- 農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。

(出所)外務省HP

2020年2月1日からEU側の一部品目で EPA税率が2段階目の引き下げ

例：乗用車（HS8703）のインパクト

✓ 2019年1～11月までの日本からEUへの輸入額：108億3,274万ユーロ

✓ 日EU・EPA特恵関税率の変化

2019年2月1日 ～2020年1月31日まで	8.8%	↓ (-1.3%)
2020年2月1日 ～2021年1月31日まで	7.5%	

さらなる節税ポテンシャルは
1億4,000万ユーロ（約170億円）以上
(注)

例：バイク（HS8711）のインパクト

✓ 2019年1～11月までの日本からEUへの輸入額：11億7,244万ユーロ

✓ 日EU・EPA特恵関税率の変化

2019年2月1日 ～2020年1月31日まで	4.5%～6.7%	↓ (-1.0～1.5%)
2020年2月1日 ～2021年1月31日まで	3%～5.3%	

さらなる節税ポテンシャルは
1,172万ユーロ（約14億円）以上(注)

(注)2019年1～11月までの11か月間の日本からの輸入実績に、関税率の引き下げ分をかけた単純試算

2020年2月1日から EPA税率が引き下がる主な品目(輸送機器、部品①)

品名	日EU・EPA 譲許内容	MFN税率	19年2月1日 ～20年1月31日 までのEPA税率	20年2月1日～ 21年1月31日 までのEPA税率
乗用自動車	8年目撤廃	10.0%	8.8%	7.5%
トラック	8年目撤廃	10.0%/ 22.0%	8.8% / 19.3 %	7.5% / 16.5%
フォークリフトトラックの部品	4年目撤廃	4.0 %	3.0%	2.0%
原動機付きシャシ	8年目撤廃	6.0% / 10.0%	5.3 % / 8.8%	4.5% / 7.5%
車体	8年目撤廃	4.5%	3.9%	3.4%
バンパー及びその部分品	4年目撤廃	4.5 %	3.4%	2.3%
シートベルト	6年目撤廃	4.5 %	3.8%	3.0%
車輪並びにその部分品及び附属品	6年目撤廃	4.5 %	3.8%	3.0%
懸架装置用ショックアブソーバー	6年目撤廃	3.5 %	2.9%	2.3%
ラジエーター	4年目撤廃	3.5% / 4.5 %	2.6% / 3.4 %	1.8% / 2.3%

(出所)日EU・EPA附属書2-A、経済産業省資料

Copyright©2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

2020年2月1日から

EPA税率が引き下がる主な品目(輸送機器、部品②)

品名	日EU・EPA 譲許内容	MFN税率	19年2月1日～ 20年1月31日 までのEPA税率	20年2月1日～ 21年1月31日 までのEPA税率
消音装置及び排気管	4年目撤廃	3.0%	2.3%	1.5%
クラッチ及びその部分品	4年目撤廃	3.0%/4.5%	2.3% / 3.4%	1.5% / 2.3%
ディーゼルエンジン(自動車用)	4年目撤廃	2.7%	2.0%	1.4%
クランク・クランクシャフト	6年目撤廃	4.0%	3.3%	2.7%
自動車の部分品及び附属品(その他のもの)	6年目撤廃	4.5%	3.8%	3.0%
バイク	4～6年目撤廃	6.0%～8.0%	4.5%～6.7%	3～5.3%
ゴム製空気タイヤ(航空機、バイク用)	4年目撤廃	4.5%	3.4%	2.3%
建機用ゴム製空気タイヤ	11年目撤廃(7年間基本税率を維持、8年目から4回の毎年均等な関税引き下げ)	4.0%	4.0%	4.0%
杉綾模様その他これに類するトレッドを有するその他のゴム製空気タイヤ	4年目撤廃	4.0%	3.0%	2.0%
サドル	4年目撤廃	3.7%	2.8%	1.9%

(出所)日EU・EPA附属書2-A、経済産業省資料

2020年2月1日から EPA税率が引き下がる主な品目(工業製品①)

品名	日EU・EPA 譲許内容	MFN 税率	19年2月1日～ 20年1月31日 までのEPA税率	20年2月1日～ 21年1月31日 までのEPA税率
核酸及びその塩並びにその他の複素環式化合物 (その他のもの)	4年目撤廃	6.5 %	4.9%	3.3%
プラスチックケース	11年目撤廃	6.5 %	5.9%	5.3%
ポリエチレン製の袋	11年目撤廃	6.5 %	5.9%	5.3%
その他の陶磁製耐火製品(その他のもの)	4年目撤廃	5.0%	3.8%	2.5%
ガラス繊維のチョップドストランド(その他のもの)	6年目撤廃	7.0%	5.8%	4.7%
チタンの粉	6年目撤廃	5.0 %	4.2%	3.3%
チタン及びその製品(その他のもの)	6年目撤廃	7.0 %	5.8%	4.7%
プレス用、型打ち用又は押抜き用の工具	4年目撤廃	2.7%	2.0%	1.4%
ガソリンエンジン(自動車及び航空機、船用以外)	4年目撤廃	4.2 %	3.2%	2.1%
ディーゼルエンジン(船舶、自動車用以外)	4年目撤廃	4.2 %	3.2%	2.1%
ターボジェット、同部品	4年目撤廃	2.7 %	2.0%	1.4%
ガスタービン部品	4年目撤廃	4.1 %	3.1%	2.1%

EPA税率が引き下がる主な品目(工業製品②)

品名	日EU・EPA 譲許内容	MFN税率	19年2月1日～ 20年1月31日 までのEPA税率	20年2月1日～ 21年1月31日 までのEPA税率
エアコン	4年目撤廃	2.5%/2.7%	1.9% / 2.0%	1.3% / 1.4%
放電加工機械	4年目撤廃	3.5%	2.6%	1.8%
横旋盤	4年目撤廃	2.7%	2.0%	1.4%
ベアリング	6年目撤廃	6.0%	5.0%	4.0%
玉軸受(ボールベアリング)及びころ軸受	6～8年目撤廃	7.7%～8.0%	6.4～7.0%	5.1～6.0%
トランスフォーマー	4年目撤廃	3.7%	2.8%	1.9%
一次電池	4年目撤廃	4.7%	3.5%	2.4%
鉛蓄電池(ピストンエンジンの始動に使用する 種類以外のもの)	8年目撤廃	3.7%	3.2%	2.8%
その他のモニター	11年目撤廃	14.0%	12.7%	11.5%
プロジェクター(その他のもの)	11年目撤廃	14.0%	12.7%	11.5%
電気制御用又は配電用の盤	6年目撤廃	2.1%	1.8%	1.4%
写真引伸機用又は写真縮小機用の対物レンズ	4年目撤廃	6.7%	5.0%	3.4%
スライドファスナーの部分品	6年目撤廃	6.7%	5.6%	4.5%

EPA税率が引き下がる主な品目(注1)①(農林水産食品)

品名	日EU・EPA 譲許内容	MFN税率	19年2月1日～ 20年1月31日 までのEPA税率	20年2月1日～ 21年1月31日 までのEPA税率
さめ(冷凍)	8年目撤廃(注2)	8.0%	7.0%	6.0%
ホタテ貝	8年目撤廃(注2)	8.0%	7.0%	6.0%
ベーカリー製品製造用の混合物及び 練り生地	段階的に8年目に 25%関税削減	7.6% + EA	7.4% +0.968EA(注3)	7.1% +0.937EA(注3)
ホエイ、酪農品調整食料品 (ココア含有量5%未満)	段階的に11年目に 25%関税削減(注2)	7.6% + EA	7.4% +0.977EA(注3)	7.3% +0.954EA(注3)
茶エキス及び調整品	段階的に11年目に 50%関税削減(注2)	6.5% + EA	6.2% +0.954EA(注3)	5.9% +0.909EA(注3)
その他の調整食料品(乳脂肪1.5%以上、 スクロース5%以上、グルコース5%以上)	段階的に6年目に 50%関税削減	9.0% + EA	8.3% +0.916EA(注3)	7.5% +0.833EA(注3)
その他の飼料用調製品	8年目撤廃(注2)	3.8%	3.3%	2.9%










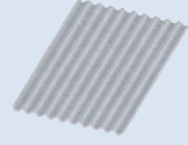
(注1)「主な品目」として、日本からEUへの輸入額(2019年1～11月)が10万ユーロ以上で即時撤廃以外の品目を抽出した。

(注2)発効後5年以内の見直し対象品目

(注3)乳脂肪、乳たんぱく質、スクロース、スターチ等の成分に応じて追加で課せられる関税。数値の単位は100キログラムあたりのユーロ

(出所)日EU・EPA附属書2-A、農林水産省資料

日EU・EPAの効果(例)

品目	従来に関税率	日EU・EPA利用率 (EPA税率) ※	発効後の日本から EUへの輸入の伸び (前年同期比) ※※	品目	従来に関税率	日EU・EPA利用率 (EPA税率) ※	発効後の日本から EUへの輸入の伸び (前年同期比) ※※
 水産品(魚のフィレ)	無税～ 26%	99.9% (無税)	① 2.3% / ② 163.3%	 乗用自動車	10%	72.0%	① △39.8% / ② 21.8%
 牛肉	12.8% +141.4～ 303.4ユーロ /100キロ	99.6% (無税)	① △47.4% / ② 45.7%	 ガソリンエンジン	1.7～6.2%	85.9% (無税)	① △18.2% / ② 0.7%
 しょうゆ	7.7%	95.1% (無税)	① △6.2% / ② 21.4%	 自動車の部分品	3.0～4.5%	83.3% (無税～6年目 撤廃)	① △16.8% / ② 9.7%
 スープ、ブロス	11.5%～ 14.1%	80.0% (無税)	① 19.7% / ② 20.7%	 バイク用部品	3.7～4.7%	70.7% (無税～4年目 撤廃)	① 1.4% / ② 23.1%
 緑茶(3キロ以下)	3.2%	72.4% (無税)	① 7.9% / ② 4.8%	 プラスチック板	5.7～6.5%	88.1% (無税)	① △4.0% / ② 6.4%

※EPA利用率=実際にEPAの特恵関税を利用した輸入額(A) / 特恵関税の適用対象になり得る品目の輸入額(B) (2020年2～5月)

EU側の輸入統計において、還付手続未了分は反映されていないため、上記計算式の(A)に含まれない。また、EUには、EU域内での加工を目的とした輸入品について、加工後にEU域外に輸出する場合は関税を課されない制度(inward processing procedure)があり、この制度に該当するものは上記計算式の(A)及び(B)のいずれにも含まれない。

※※EUの日本からの輸入実績。①2020年2～5月(英国を除く27カ国) / ②2019年2月～2020年1月(英国を除く27カ国)

(出所) EU統計局(Eurostat)、日EU・EPA譲許表

日EU・EPA活用事例①

サクラクレパス (大阪府大阪市)

◆EU向け輸出品

筆記具 (マーカー、ボールペン、ファインライナー等)

◆EUビジネス概要

1991年に買収したオランダ子会社を軸に、英国、フランス、ドイツ、スペインなど欧州全域に販売



ジェリーロールボールペン
(サクラクレパス提供)

太洋電機産業株式会社 (広島県福山市)

◆EU向け輸出品

家庭用及び産業用はんだ付け関連製品

◆EUビジネス概要

ハイパワー・省エネを強みとして、イタリア、ドイツ、フランス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、キプロス、ブルガリアなどへ輸出



ステーション型温調はんだこて
ヒーター出力500W<写真>
(太洋電機産業提供)

日EU・EPAの活用

- ・欧州側より1月時点から発効後の適用依頼があり、準備。
主力製品であるマーカーやボールペンのEU側輸入関税は3.7%で、協定発効後に即時撤廃で効果大きい。
輸入関税撤廃のメリットは現地子会社が享受するが、グループ全体の利益となる。
- ・タイやマレーシアとのEPAで利用してきた**第三者証明制度と比較して、原産地証明取得のための申請手続きや、同証明書を取りに行く手間や時間がなくなり、かつ発給費用も不要となることから、船積業務の観点では、事務作業とコストの両面でメリットが大きい。**

日EU・EPAの活用

- ・現在、イタリアやフランス向け輸出で日EU・EPAを活用。
0.8%~1.7%の関税撤廃の恩恵を受け、製品の競争力強化に役立っている。
- ・**日オーストラリアEPAの利用経験を活かし、日EU・EPAの自己申告制度も円滑に利用。**
- ・エクセル化したサプライヤー情報は毎月更新しており、仮に検認があったとしても、十分に対応できるよう保管資料を整備している。

日EU・EPA活用事例②

株式会社ジャパンプルー（岡山県倉敷市）

◆EU向け輸出品

衣料品（ジーンズ）

◆EUビジネス概要

イタリア、オランダを中心に欧州全域に販売。2016年にパリに営業拠点兼ショールームとして現地法人を設立。



アムステルダム・キングピン展への出展
(ジャパンプルー提供)

アトム株式会社（広島県竹原市）

◆EU向け輸出品

防振手袋VibeRest®

◆EUビジネス概要

英国、フランス、スペイン、イタリア、オランダ、スウェーデン、ノルウェー、スロベニアなどへ輸出。



防振手袋VibeRest®
(アトム株式会社から許可を得て、
WEBより転載)

日EU・EPAの活用

- ・日EU・EPAが発効した2月から、イタリア、フランス、オランダで関税撤廃の適用を受ける。デニム生地のEU側関税率は8%で、日EU・EPAでは発効と同時に無税となったため、その節税効果は大きく、販路拡大に追い風。
- ・欧州向けのインボイス・フォームには原産地に関する申告項目を初めから埋め込むことで、同EPAによる関税撤廃手続きをし易い形に整えている。
- ・これまで利用経験のあるタイとのEPAと比較して、商工会議所での特定原産地証明書を取得する手続きの手間が不要になった点がメリットとして一番大きい。原産性 証明書類の準備もそれほど負担ではない。

日EU・EPAの活用

- ・日EU・EPA発効前から準備を進め、2月から、フランスと英国向けで関税撤廃の適用を受けている。8%の関税が発効と同時に無税となったため、日EU・EPAの関税撤廃効果は大きい。手袋は1円単位のレベルで競争があるため、8%で随分競争力が変わる。
- ・英国は相応の売上があるので重要。英国向けは2月の時点では、3月29日で使えなくなる可能性があったが、英国のEU離脱の状況が変わってきているので、継続してフォローしている。

英国のEU離脱後(移行期間)における 日EU・EPAの適用について (2020年1月31日付 日本税関発表)

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement3.htm>

英国・EU間で離脱協定が締結され、本年1月31日(金)をもって、英国はEUから離脱することとなります。同離脱協定に基づき、離脱後、一定の期間、「移行期間」が設けられ、同期間中は日本を含む第三国とEUとの間で締結している国際約束を含むEU法が英国に適用されます。

移行期間中の日EU・EPAの英国への適用について、以下のとおりお知らせします。

(移行期間中の日EU・EPAの英国への適用について)

移行期間中は、引き続き日EU・EPAが英国に適用されます。

したがって、移行期間中、日本に輸入される英国産品については、日EU・EPAに基づく税率の適用対象となります。

同様に、**同期間中に英国に輸入される日本産品についても、日EU・EPAに基づく税率の適用対象**となります。

なお、英国・EU間で成立した離脱協定においては、**移行期間は2020年12月31日(木)までと規定**されています。







日本の税関手続等に関するご相談はお近くの税関相談官までお気軽にどうぞ。お問い合わせ先はカスタムスアンサー9301「税関相談官の問合せ先一覧」をご覧ください。

英国において行う輸入手続については、英国税関(HMRC: Her Majesty's Revenue & Customs)にお問い合わせ下さい。

(出所)日本税関

日EU・EPAを利用した英国向け輸出:

移行期間終了時に日英協定が間に合わない場合の影響

品目	日EU・EPA 利用率 (注1)	日EU・EPA 税率 (注2)	移行期間終了時 に日英協定が間に 合わない場合	品目	日EU・EPA 利用率 (注1)	日EU・EPA 税率 (注2)	移行期間終了時 に日英協定が間に 合わない場合
 バイク	79.2%	3.0% (大型バイク)	→ 6.0%	 牛肉 (生鮮、冷蔵、骨なし)	96.2%	無税	→ 12.8% (→12.0%) + 253GBP /100kg
 ゴム製空気タイヤ	78.8%	無税 (乗用車用)	→ 4.5% (→4.0%)	 水産品(魚のフィレ) (その他の海水魚)	98.6%	無税	→ 18.0%
 ガラス繊維	98.2%	無税 (細断したもの)	→ 7.0% (→6.0%)	 しょうゆ	90.7%	無税	→ 7.7% (→6.0%)

(注1) EPA利用率 = 実際にEPAの特恵関税を利用した輸入額 (A) / 特恵関税の適用対象になり得る品目の輸入額 (B) (2019年2月~2020年1月)

EU側の輸入統計において、還付手続未了分は反映されていないため、上記計算式の (A) には含まれない。また、EUには、EU域内での加工を目的とした輸入品について、加工後にEU域外に輸出する場合は関税を課されない制度 (inward processing procedure) があり、この制度に該当するものは上記計算式の (A) 及び (B) のいずれにも含まれない。

(注2) 日EU・EPA税率: 2020年2月1日時点の税率

(注3) 括弧内赤字は英国の2021年からの実行関税率

(出所) ユーロスタット、日EU・EPA譲許表、英国政府

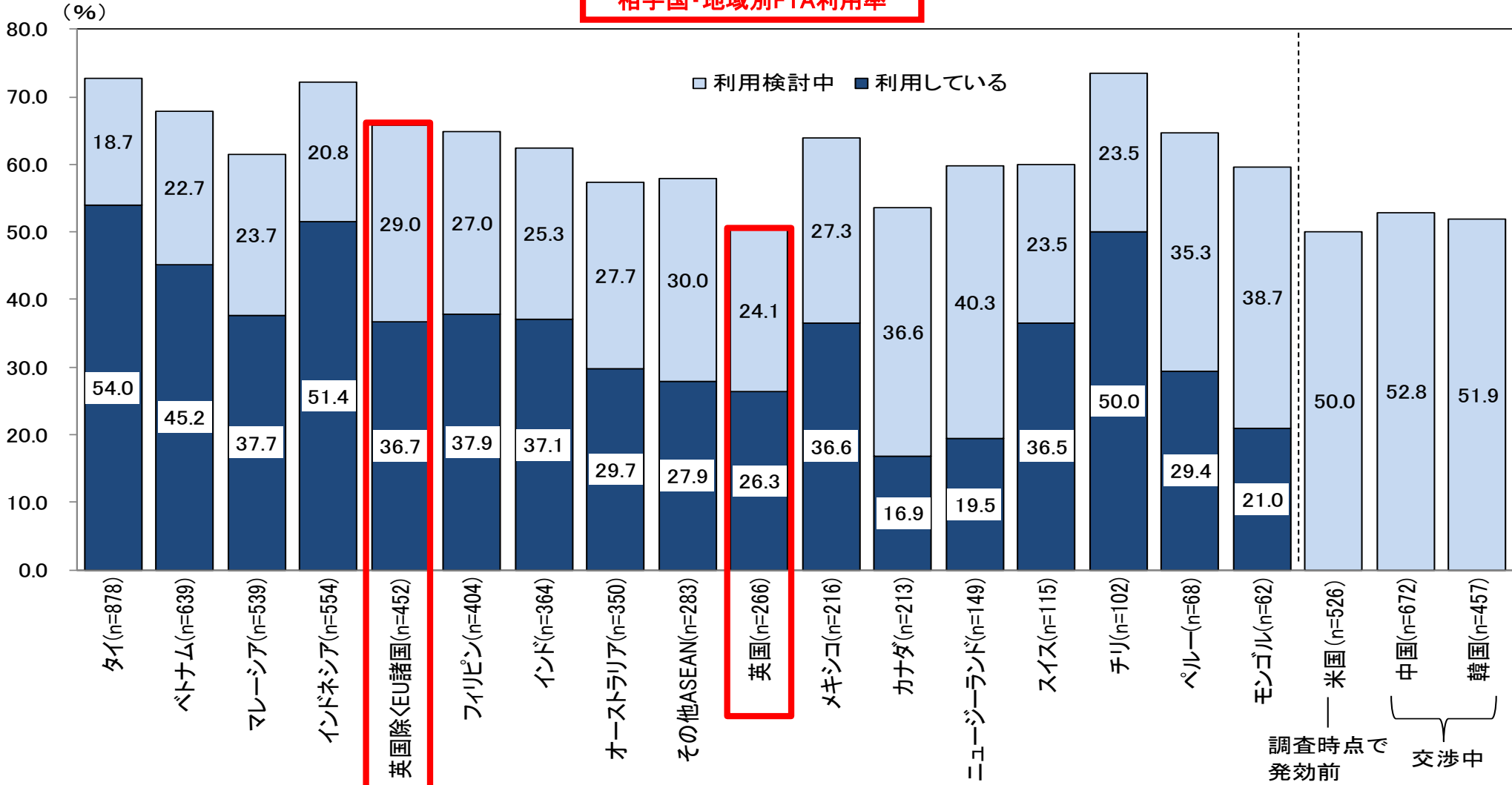
英国のEU離脱移行期間後は日英協定OR英国税率適用

品目	日EU・EPA税率	日英経済パートナーシップ協定税率	英国WTO税率（→実行関税税率） 2021年1月～
乗用車	7.5%	?	10.0%→10.0%
二輪車（シリンダー容積250cm ³ 以下）	5.3%	?	8.0%→8.0%
重貨物車両	16.5%	?	22.0%→10.0%
自動車用エアコン	0%	?	2.7%→2.0%
自動車用ワイパー	0%	?	2.7%→2.0%
アルミ製ホイール	3.0%	?	4.5%→4.0%
乗用車用ゴム製空気タイヤ	0%	?	4.5%→4.0%
カラーテレビ	9.3%	?	14%→14.0%
リチウム電池	0%	?	2.7%→2.0%
衣料品	0%	?	5.3%～12% →4.0%～12%
ボトルワイン（アルコール度数13%超15%以下のもの）	0%	?	0.12ポンド/ℓ
緑茶（発酵していない正味3kg以下の直接包装したもの）	0%	?	3.2%→2.0%
日本酒	0%	?	0.064ポンド/ℓ
醤油	0%	?	7.7%→6.0%
牛肉（生鮮・冷蔵、骨なし）	0%	?	12.8%（→12.0%） +253.0ポンド/100kg

（注）日EU・EPA税率：2020年2月1日時点の税率。英国の実行関税率（赤字）は国際通商省が2020年5月19日に発表。（出所）日EU・EPA協定書、英国政府

日EU・EPA利用のEU向けが4割弱、英国向けが3割弱

相手国・地域別FTA利用率

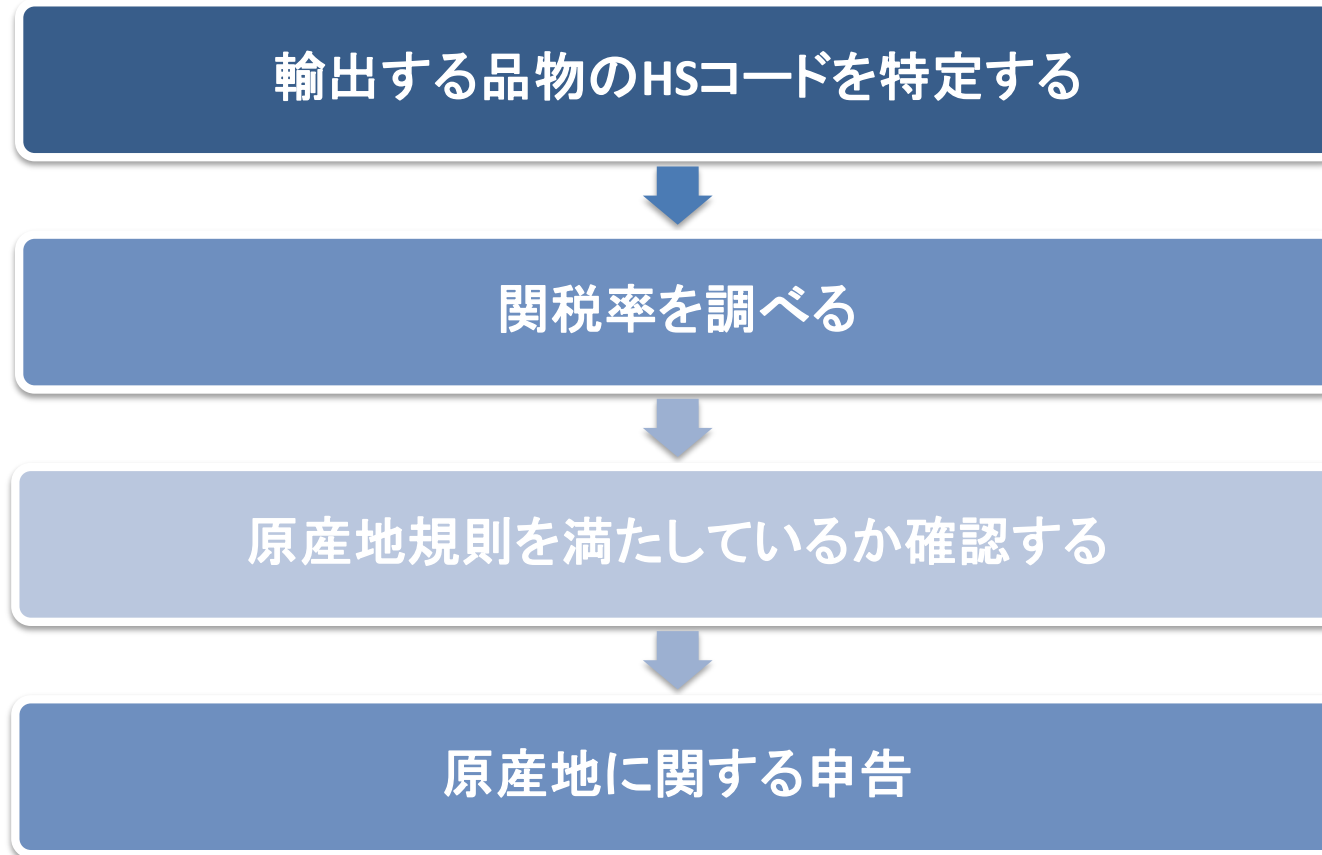


(注)①nは、FTA相手国・地域への輸出を行っている社数から、「一般関税が無税またはFTA以外の関税減免制度を利用している」企業を除いた社数。左からnが多い順。
②米国については、正確には他のFTAとは異なる物品貿易協定との位置付け。2020年1月1日に発効したが、調査時点では未発効。

(出所)2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査

2. 日EU・EPAの特恵関税利用 (輸出時)の留意点

日EU・EPAにおける特惠関税利用の流れ



EUの関税分類：CNコード/TARIC下位分類とは

- ◆CNコードおよびTARIC下位分類：EUへの輸出に際して、商品进行分类するコード番号
EUは「**合同関税品目分類表(CN: Combined Nomenclature)**」と呼ばれる物品の分類表を策定している
CNに基づく品目コード(CNコード)は、**HSコード(1～6桁目)にEU独自のCN下位品目分類(7～8桁目)を加えたもの**
- ◆データベース「EU統合関税率(TARIC: Integrated Tariff of the European Communities)」:
CNに基づくEU共通関税率や、関税割当などの貿易政策による措置、関連規定などがまとめられたデータベース
CNコードに加え、TARIC下位分類(TARIC subheadings、9～10桁目)が設定されており、より具体的な品目を特定した上で、原産地別の関税率など関税関連の情報を掲載している
- ◆HSコード(共通6桁部分)は5年程度に一度、改正が行われる
日EU・EPAは2017年基準(日本は2017年4月1日現在の輸入統計品目/EUは2017年1月1日現在の合同関税品目分類)に従って、関税撤廃・削減スケジュールが定められている

<EUの関税分類：CNコード/TARIC下位分類>

8708.70.10.15

1～6桁目：HSコード(=全世界共通)

類(Chapter)上2桁：第87類

項(Heading)上4桁：第8708項

号(Subheading)上6桁：第8708.70号

7～8桁目：CN下位品目分類(CN Subheadings)

9～10桁目：TARIC下位分類(TARIC Subheadings)

CNコード/TARIC下位分類の調べ方

- ◆ 7桁目以降のEU独自の分類を調べる…データベース「TARIC」を活用。EU独自の関税分類に加え、当該品目の関税率も調べることができる。

URL (欧州委員会)

http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/taric_consultation.jsp?Expand=true

TARICホームページ

TARIC Consultation

Measure Geographical area Regulation

Search for measures

Goods code [Browse] Country of origin/destination

[Advanced search]

Retrieve Measures

6桁のHSコードを入力、
「Retrieve Measures」をクリック

(参考) 貿易ヘルプデスク

<http://trade.ec.europa.eu/tradehelp/>



(出所) 欧州委員会

自由貿易協定(FTA)などの締結により特惠税率が適用される場合や、アンチダンピング関税が課されている場合など国ごとに特別な関税が設定されている場合には、国別の税率を参照する。

TARIC検索例(8708701015)

WTO加盟国からの輸入の際に一般的に適用される税率
「実行最恵国(MFN)税率」

8708 70 10 15 - - - - fitted with pneumatic tyres, new or retreaded, of rubber, of a kind used for buses or lorries, with a load index exceeding 121

ERGA OMNES (ERGA OMNES 1011)

- Import prohibition (01-01-2010 -) [R1005/09](#)
Additional Code 4115: Goods, excluding waste, with ozone depleting substances or relying on ozone depleting substances
- Restriction on entry into free circulation (01-01-2010 -) [R1005/09](#)
Additional Code 4999: Other
- Import control of fluorinated greenhouse gases (01-01-2015 -) (CO2B2) [R0517/14](#)
[Show conditions]
- Non preferential duty under end-use (01-01-2007 -) : 3.00 % (EU001) [R1549/06](#)
[Show conditions]
- Anti-dumping/countervailing statistic (08-05-2018 -) [R1035/16](#)
Excluding: China (CN)
- Supplementary unit import (08-05-2018 -) : p/st [R0109/17](#)
- Japan (JP) [D1907/18](#)
→ Preference under end-use (01-02-2019 - 31-01-2020) : 0 % (EU001) [D1907/18](#)
[Show conditions]

日EU・EPAによる
特惠関税率は
「JAPAN」を参照

(出所) TARICウェブサイト

日EU・EPA譲許表

<https://www.mofa.go.jp/files/000382107.pdf>

附属書二-Aの構成

第一編 一般的注釈(段階的撤廃の起点の考え方、ベースレートの基準等を規定)

第二編 EU側譲許内容(第A節:譲許表の注釈、第B節:譲許表)

第三編 日本側譲許内容(第A~C節:譲許表の注釈、第D節:譲許表)

EU側譲許表の例(附属書2-A第二編 第B節 Schedule of the European Union)

CN 2017	Description	Base rate	Category	Note	1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	7th year	8th year	9th year	10th year
8703 32	-- Of a cylinder capacity exceeding 1,500 cm ³ but not exceeding 2,500 cm ³													
	--- New													
8703 32 11	---- Motor caravans	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 32 19	---- Other	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 32 90	--- Used	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 33	-- Of a cylinder capacity exceeding 2,500 cm ³													
	--- New													
8703 33 11	---- Motor caravans	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 33 19	---- Other	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
8703 33 90	--- Used	10.0 %	B7		8.8 %	7.5 %	6.3 %	5.0 %	3.8 %	2.5 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171225008/20171225008-1.pdf> (工業製品:経済産業省作成・日EU・EPA特惠関税資料)

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/attach/pdf/EU_offer_full_list.pdf (農水産品:農林水産省作成・日EU・EPA特惠関税資料)

日EU・EPAの特恵税率の確認方法

◆ EU側の品目別・国別関税率データベース「TARIC」のほかに、同EPAのテキストで当該特恵関税率を確認できる

◆ 譲許表：個別品目の関税の撤廃・削減の方法や、スケジュールを定めた表。日EU・EPAでは、EUおよび日本がそれぞれ相手国・地域からの輸入品に対して適用する関税を定めた譲許表を作成している。譲許表にはアルファベットと数字で、当該品目の関税の削減・撤廃がどのように行われるかを示した「区分」(Category)が記載されている

◆ 関税の引き下げ：協定の発効日に1年目の引き下げが行われる

2回目以降の引き下げ：日本側の輸入に関しては発効日以降毎年4月1日、

EU側の輸入に関しては発効日から12ヵ月後の最初の日（発効日と同じ日付の日）

日EU・EPAのテキスト で定められているEUの区分 (Category)

区分	内容
B3 (B5、B7、B10、B12、B15も同型)	(B3の場合) 協定発効時から4回の毎年均等な関税引き下げにより、4年目に関税撤廃
EU10	1～7年目まで基準税率を維持。8年目から4回の毎年均等な関税引き下げにより、11年目に関税撤廃
X	関税削減・撤廃の対象外
R5 (R7、R10も同型)	(R5の場合) 協定発効時から6回の毎年均等な関税引き下げ。6年目以降は、6年目の関税率を維持 基準税率からの引き下げ割合は譲許表に記載
entry price	協定発効時に従価税部分のみ撤廃。特別税部分は維持
S	協定発効後5年目または、それ以外の日本・EUが合意した年に、日本・EUが協定内容の見直しを行う際の対象品目

(注) 基準税率 (ベースレート) は、本協定における関税の削減・撤廃の基準値。原則として、2017年1月1日時点の最恵国 (MFN) 税率。

※譲許表(附属書二-A)で別途規定されていない限り、日本の原産品への関税は協定の発効と同時に即時撤廃される
〔一般的注釈1(附属書二-A、第一編)〕

原産地規則 (Rules of origin)とは

- ◆ 原産地規則とは、輸出入される貨物が日EU・EPAの原産品として認められるための要件。
- ◆ 日本又はEUで完全に生産された製品や、日本又はEU外から輸入した材料を使用して生産された製品であって、品目ごとに定められた、日本又はEU内における「付加価値」や「加工度」等に係る基準(品目別原産地規則(PSR:Product-Specific Rules of Origin))を満たした「**原産品 (originating product)**」が、日EU・EPAによる関税撤廃・削減の対象となる。
- ◆ 原産地規則には、日本およびEU以外の国で生産された製品が、不当に日EU・EPAによる特惠税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもある(**迂回防止**)。

日本又はEU外で
生産された製品



日本またはEU域内で生産されていない
製品(「非原産品」)は特惠税率の対象外。

日EU・EPA
締約国内



日本又はEU内生産品



日本又はEU内で生産され、かつ、一定の
「付加価値」が付いた等の要件を満たした
製品(「原産品」)は特惠税率の対象となる。

日本が締結したEPAにおける原産地証明制度

第三者証明制度

経済産業大臣が指定した指定発給機関が原産地証明書を発給する制度

認定輸出者自己証明制度

経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書を作成する制度

自己申告制度 (自己証明制度)

日EU

生産者もしくは輸出者、輸入者が、自ら原産性を満たしていることを申告する制度。(国による認定は不要)

◆日EUEPAの関税上の特惠待遇を要求するための方法
税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。

申請方法は以下の2パターン:

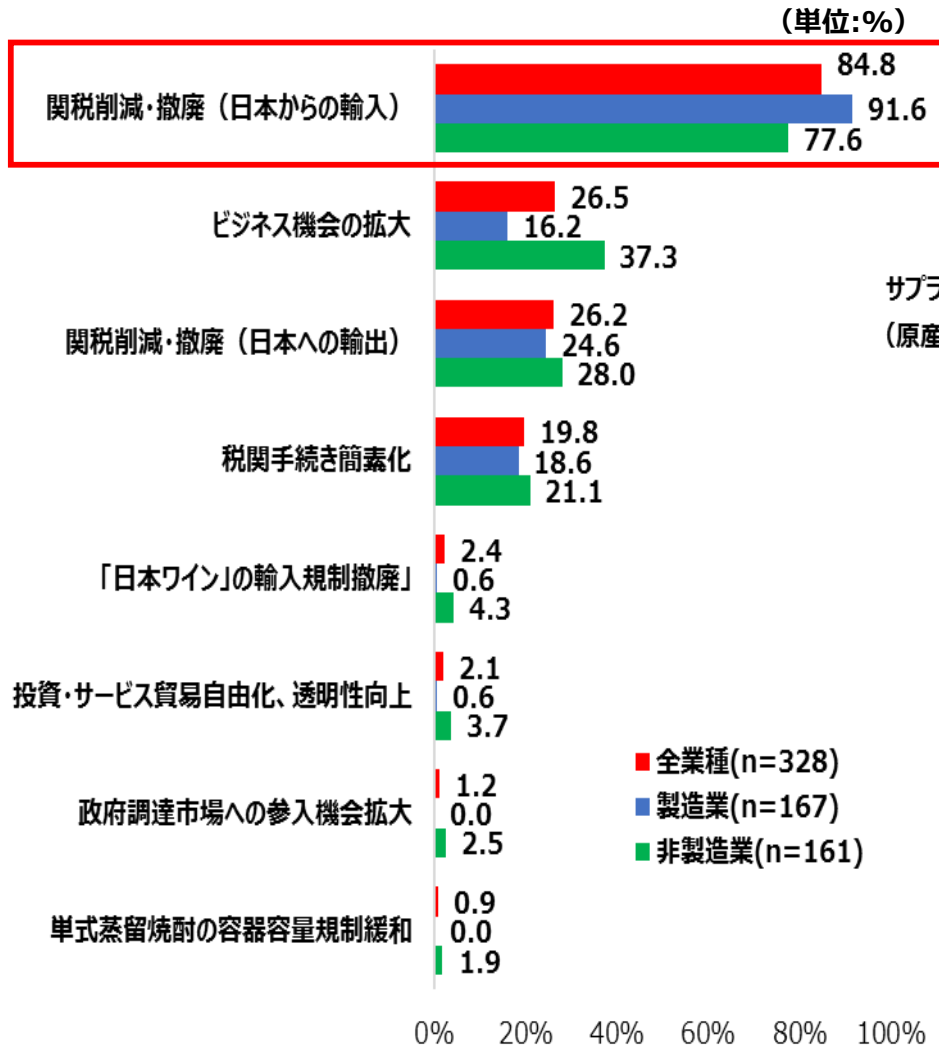
- (1)「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a))、もしくは
- (2)「輸入者の知識」に基づく申請(第3.16条第2項(b))

【日本のEPA/FTAにおける証明制度】

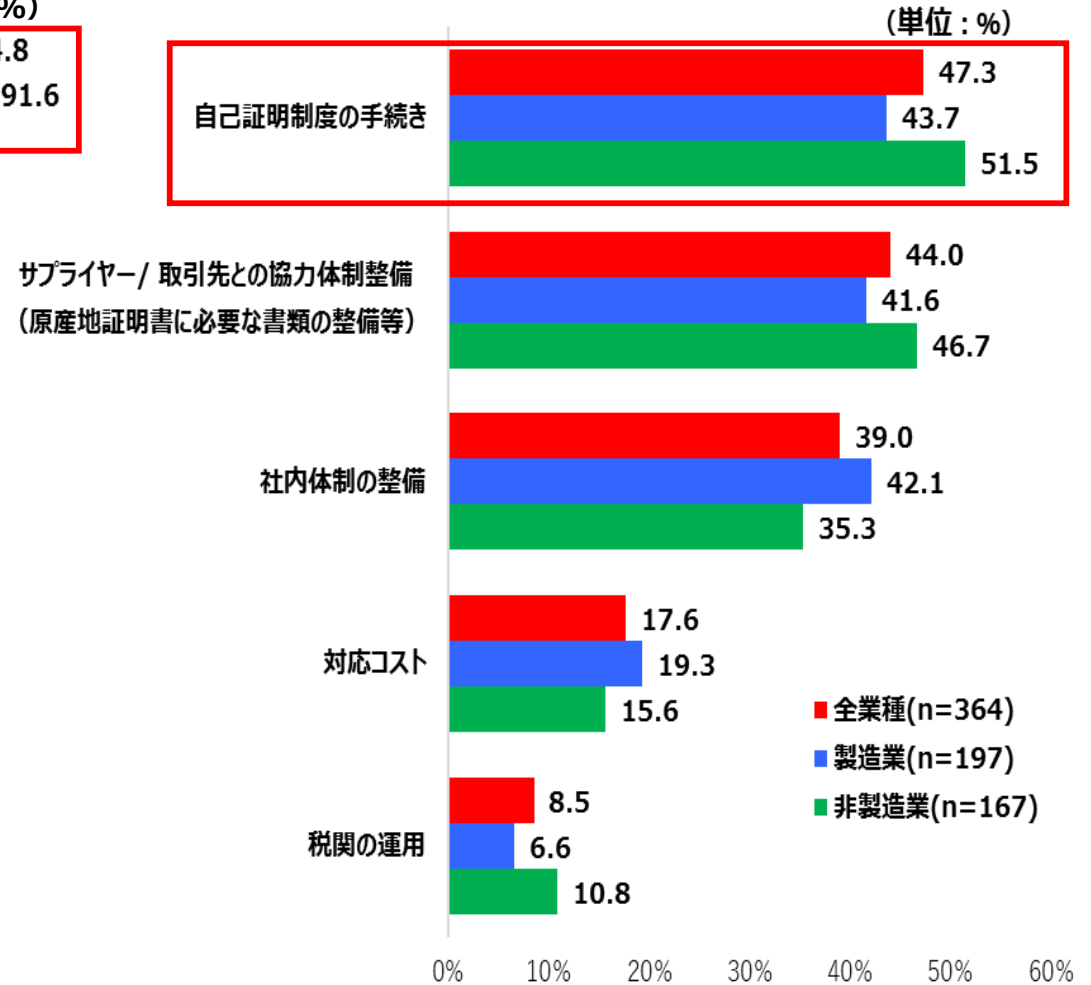
EPA/FTA/貿易協定	発効時期 (未発効の場合、 署名時期)	第三者証明 制度	認定輸出者 自己証明制度	自己申告制度 (自己証明制度)
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP(TPP11)	2018年12月	-	-	○
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○(輸入者のみ)

EU・EPA利用のメリットと課題

日EU・EPAが与える影響で「メリット大」を選んだ理由（在EU企業のみ）＜複数回答＞



日EU・EPA利用にあたっての課題（在EU企業のみ）＜複数回答＞



(出所) ジェトロ「2019年度欧州進出日系企業実態調査」

原産地証明制度～自己申告制度～

- ◆輸出時における原産地証明書の取得手続きが不要となる自己申告制度を採用。
- ◆税関への輸入申告時に、輸入者が以下書類を提出する形で行う。
- ◆協定に定めのない具体的な書類の作成方法等は、輸入国側の運用に合わせた対応が必要。
- ◆特惠待遇の付与の承認/否認は、最終的に輸入国税関が判断。
- ◆EPA特惠申請を行う際、原産地規則を満たすことの補足説明を輸入国税関から求められた場合、輸入者が提供可能な範囲で対応する必要(第3.16条第3項)。

日EUEPAの関税上の特惠待遇を受けるための方法

(1) 「輸出者によって作成された原産地に関する申告」に基づく申請(第3.16条第2項(a))

【必要書類】

- ①輸出者が作成した原産地に関する申告(インボイスその他の商業書類へ次スライドの文言を記載)
(英語含む24か国語で作成可。現地語への翻訳も不要。)
- ②(必要に応じて)原産品であることを説明する根拠書類

(2) 「輸入者の知識」(Importer's knowledge) に基づく申請(第3.16条第2項(b))

輸入者が、輸出者に代わり自身で産品の原産性を証明できることを前提として行う申請。

EUへの輸入(日本からの輸出)の際に「輸入者の知識」に基づく申請を行う場合の具体的な手続きは、[欧州委員会公表のガイダンス\(45ページ参照\)](#)を参照。

「原産地に関する申告」に基づく申請①

原産地に関する申告文 日本語 (附属書3-D)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000382072.pdf>

(期間 : から まで (注1))

この文書の対象となる製品の輸出者 (輸出者参照番号 (注2)) は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地 (注3) が特惠に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準 (注4))

.....
.....
(場所及び日付) (注5)

.....
.....
(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))

注1 原産地申告が同一の製品に関する複数回の輸送のために使用される場合には、申告適用期間を記入する。当該期間は12ヵ月を超えてはならない。

すべての輸入は、申告書に記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注2 輸出者が特定される参照番号を記入する。EUの輸出者であれば、EUの法規制に整合する形で登録された番号となり、日本の輸出者であれば、日本の法人番号となる。輸出者が登録番号を有しない場合には、記入欄は空欄のままで良い。

注3 製品の原産地、EUもしくは日本のいずれかを記入する。

注4 場合によって、以下のうち一つまたはそれ以上のコードを記入する。

「A」・・第3.2条第1項(a)で言及する製品(すなわち完全生産品)の場合

「B」・・第3.2条第1項(b)で言及する製品(すなわち原産材料のみから生産される製品)の場合

「C」・・第3.2条第1項(c)で言及する製品(すなわち品目別原産地規則を満たす製品)の場合。また加えて、以下の品目別要件のうち実際に適用されるタイプの番号を添えること

「1」関税番号変更基準

「2」非原産材料の最大価額もしくは域内原産材料の最小価額基準

「3」加工工程基準

「4」附属書3-B-1第三節(すなわち、特定の部品に関連する生産工程を通じた自動車の品目別原産地規則)の規定を適用する場合

「D」・・第3.5条に規定する累積

「E」・・第3.6条に規定する許容範囲(Tolerances)

注5 場所および日付は、当該情報が(申告文を記載する)文書自体に含まれる場合、省略できる。

日EU・EPA利用に際する 国税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録について

<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/houjin-bangou.htm>

日EU・EPAに基づき輸出者が作成する原産品申告書(原産地に関する申告)上の輸出者参照番号には法人番号を記載することとなっておりますが、EU側の税関では法人番号の確認のために国税庁法人番号公表サイト(英語版Webサイト)新しいウィンドウで開きますを参照する場合があります。

輸出者が法人番号を保有している場合は、原則、国税庁法人番号公表サイト(日本語版Webサイト)新しいウィンドウで開きますに法人情報((1)法人番号、(2)商号又は名称、(3)本店又は主たる事務所の所在地)が公表されますが、英語版Webサイトへの法人情報は、輸出者が登録手続を行わなければ公表されません。

そのため、英語版Webサイトへの登録がない場合は、EU側の税関が法人番号を確認することができず、その後の手続に進めなくなる可能性があります。

上記のような事態を避けるため、輸出者自己申告を利用してEUへ輸出される皆様には、以下に掲載しております国税庁法人番号公表サイトから英語表記の登録をご検討ください。

(出所) 税関「原産地規則ポータル」

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

英語表記の登録のしかた

- ① 英語表記登録フォーム※1にて英語表記情報の入力・送信
- ② 送信票の印刷
- ③ 送信票(要記名押印) + 法人確認書類の提出(郵送又は持参)※2

(注) 送信票に押印する代表者印については、印鑑登録した印鑑以外でも差し支えありません。



法人確認書類(写しでも可)の具体例は、

- ・ 印鑑証明書
- ・ 国税又は地方税の領収証書
- ・ 納税証明書
- ・ 社会保険料の領収証書
- ・ 定款、寄付行為、規則又は規約などです。

6か月以内に取得したものに限り
ます。

(注) 上記のうちいずれか一つをご提出ください。

※1 英語表記登録フォーム

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

※2 提出先

〒113-8582

東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎

国税庁長官官房企画課法人番号管理室

「原産地に関する申告」に基づく申請② : 申告文の例(英語)

日本の輸出者の場合は、日本の法人番号
法人番号がない場合空欄も可。

(Period: from 1 October. 2019 to 1 October. 2020)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No 0000000000) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin.

(Origin criteria used) C1, E

(Place and date) 1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October. 2019

(Printed name of the exporter) JETRO electronics co., Ltd.

作成した申告文を今回の輸送のみに適用する場合には、期間の記載は不要

申告文を記載するインボイス等に場所及び日付の記載がある場合は、省略可

用いられた原産性の基準を、すべてコードで記載

「A」 完全生産品

「B」 原産材料のみから生産される産品

「C 1」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、関税分類変更基準を満たす産品

「C 2」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、付加価値基準を満たす産品

「C 3」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、加工工程基準を満たす産品

「C 4」 品目別原産地規則 (PSR) のうち、特定部品に関連する生産工程を通じた自動車のPSRを満たす産品

「D」 累積

「E」 許容限度 (デミニマスルール)

原産地申告文の言語の考え方

欧州委員会は英語の使用を推奨。ただし日本語で作成した申告文で申請した場合でも、税関は特惠否認や現地語への翻訳の要求はできない。

「原産地に関する申告」に基づく申請③

申告文の書き方(1)「どこに」「誰が」書くか

ABC Trading Co., Ltd. Date:
XXXXXXXX, JAPAN
Tel 000000

INVOICE

**原産地に関する申告文
(Statement on Origin)**

(Period: from 1 October, 2019 to 1 October, 2020)
The exporter of the products covered by this document
(Exporter Reference No 0000000000) declares that, except
where otherwise clearly indicated, these products are of
Japan preferential origin.
(Origin criteria used) C1, E
(Place and date)
1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October, 2019
(Printed name of the exporter) JETRO electronics co., Ltd.

原産地に関する申告文を作成することのできる文書 =
『仕入書その他の商業上の文書』

- 商業取引が記録された書類として、インボイス以外に、例えば以下の文書が含まれると考えられる。

プロフィールインボイス

船積書類 (パッキングリスト、デリバリーノート) 等

協定上の「輸出者」 =

『輸出国に所在する、原産品を輸出、または生産するもの』

製品の輸出に関与し、原産地に関する申告を作成するいかなる者
(例えば、生産者や商社など) になり得る。

輸出締約国内に所在している必要があるが、当該製品の輸出申告を行う者である必要はない。

「原産地に関する申告」に基づく申請⑤

申告文の書き方(2)商業上の文書の別紙とする場合

Q. 原産地申告文は、インボイス上に書き込むのではなく別紙での添付が認められるか？

A. 原産地に関する申告は、以下の条件を満たせば、仕入書(インボイス)その他の商業上の文書以外の別紙(例えば、白紙もしくは企業名のレターヘッド入りの用紙)に作成できる。

①インボイスその他の商業上の文書から当該別紙との関連が明らかな場合、
または

②当該別紙からインボイスその他の商業上の文書との関連が明らかな場合

①商業上の文書上の記載例

ABC Trading Co., Ltd. XXXXXXXX, JAPAN Tel 000000	No.12-345-678 Date: 31 Jan 2020
INVOICE	
<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; color: red;"> The statement on origin is made out on an attached document. </div>	

②原産地に関する申告上の記載例

<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; color: red;"> Invoice No.12-345-678 Date: 31 Jan 2020 </div>
原産地に関する申告文 (Statement on Origin)
<small>(Period: from 1 October, 2019 to 1 October, 2020) The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No 0000000000) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Japan preferential origin. (Origin criteria used) C1, E (Place and date) 1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October, 2019 (Printed name of the exporter) JETRO electronics co., Ltd.</small>

「原産地に関する申告」に基づく申請⑥

申告文の書き方(3)生産者ではない商社が輸出を行う場合

Q. 「輸出者」(注)は、原産地申告を作成するにあたり、他者が作成した文書を使用できるか？

A. 生産者と商社(輸出事業者)の双方が輸出締約国内に所在していれば、日 EU・EPA では以下のいずれの場合も認められる。

- ① 協定上の「輸出者」となる生産者が、産品を輸出していなくとも、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- ② 協定上の「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- ③ 協定上の「輸出者」となる生産者が、産品を輸出していなくとも、商社が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。
- ④ 協定上の「輸出者」となる商社が、生産者からの情報に基づき、生産者が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。

注意!

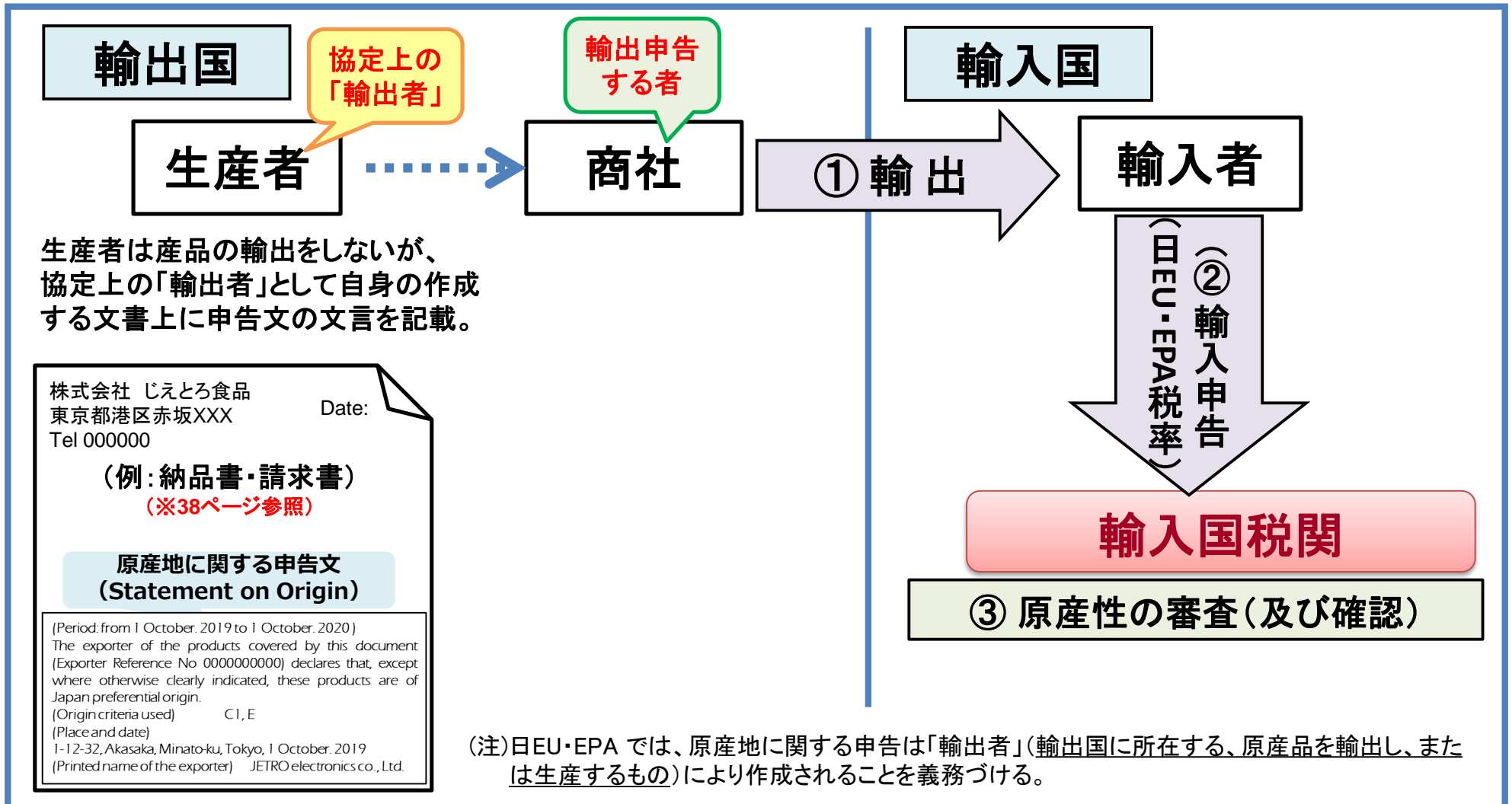
- ・③と④では、原産地に関する申告を作成した「輸出者」が商業上の書類を発行した者でないことを書類上に明記することが必要。
- ・輸出者参照番号が割り当てられていない、すなわち、「輸出者」を特定できない場合、「輸出者」は「場所及び日付」の欄に住所を記載すること。
- ・原産地に関する申告が、他者が作成した文書上に作成されたとしても、産品に関する詳細な説明を提供する義務は(原産地申告を作成した)「輸出者」が負うことになる。

(注)日EU・EPA では、原産地に関する申告は「輸出者」(輸出国に所在する、原産品を輸出し、または生産するもの)により作成されることを義務づける。

「原産地に関する申告」に基づく申請⑦

申告文の書き方(3)生産者ではない商社が輸出を行う場合

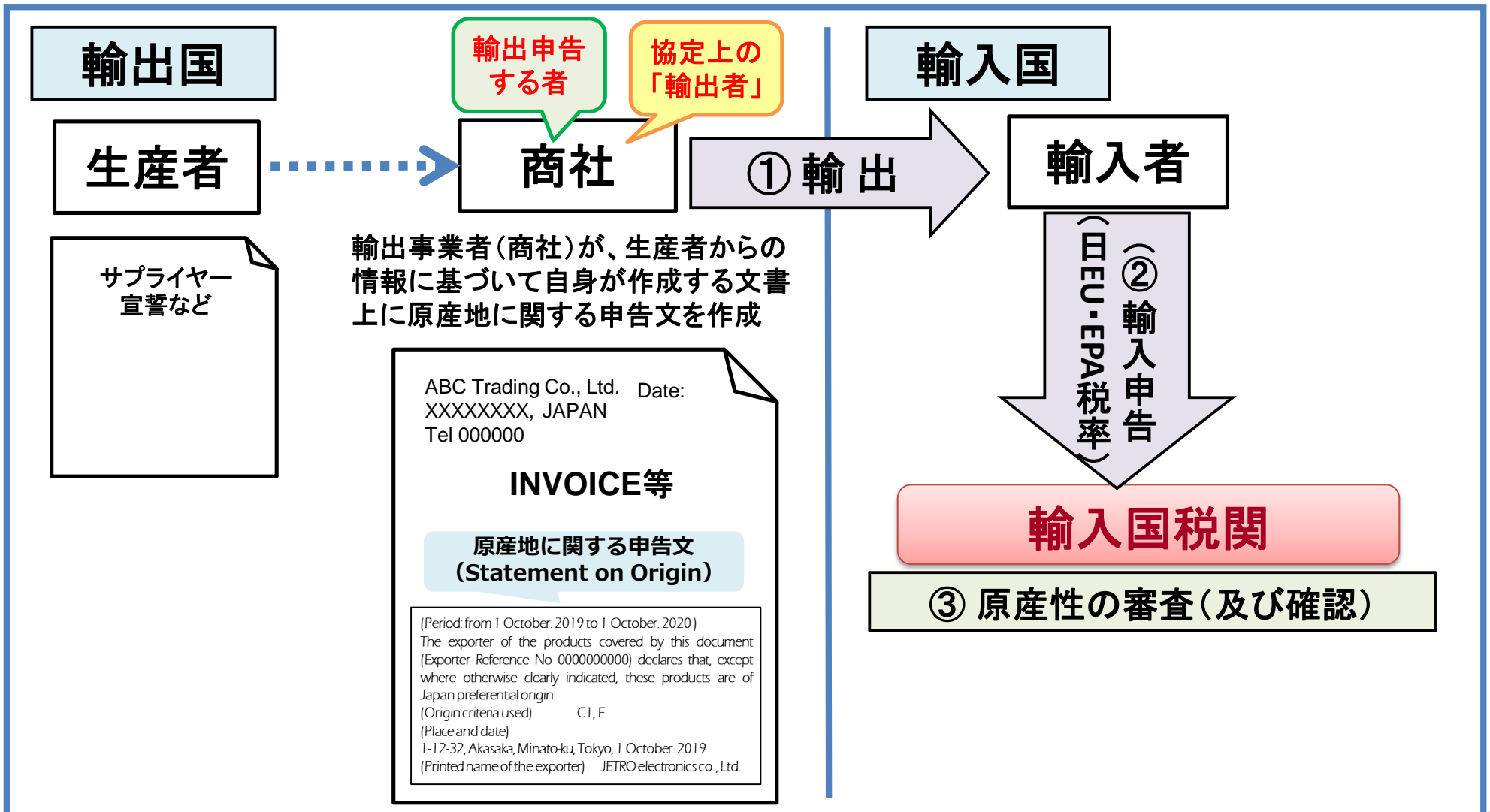
- ① 協定上の「輸出者」(注)となる生産者が、産品を輸出していなくとも、自身が作成する文書上に原産地に関する申告を作成する場合の例



「原産地に関する申告」に基づく申請⑧

申告文の書き方(3)生産者ではない商社が輸出を行う場合

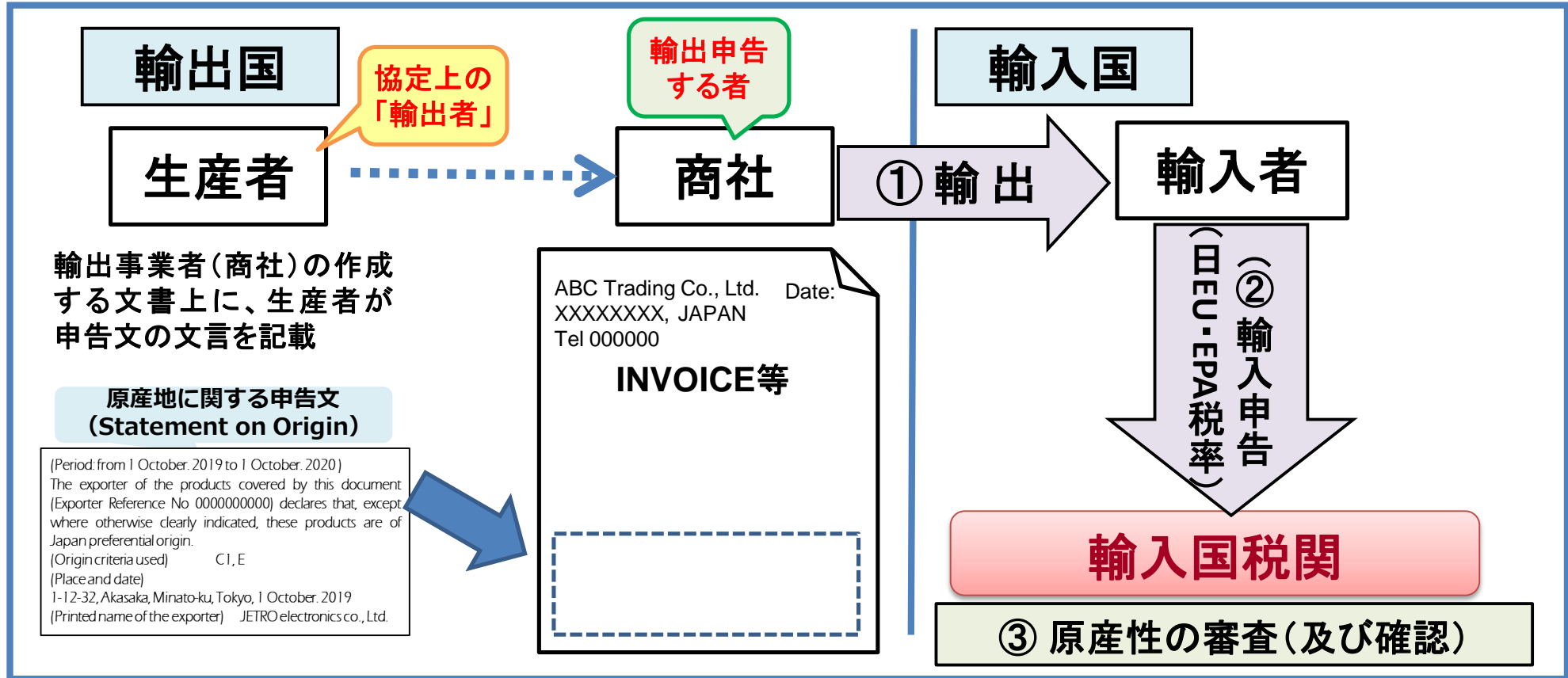
②協定上の「輸出者」となる**商社**が、生産者からの情報に基づき、自身が作成する
文書上に原産地に関する申告を作成する場合



「原産地に関する申告」に基づく申請⑨

申告文の書き方(3)生産者ではない商社が輸出を行う場合

③協定上の「輸出者」となる生産者が、産品を輸出していなくとも、商社が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。



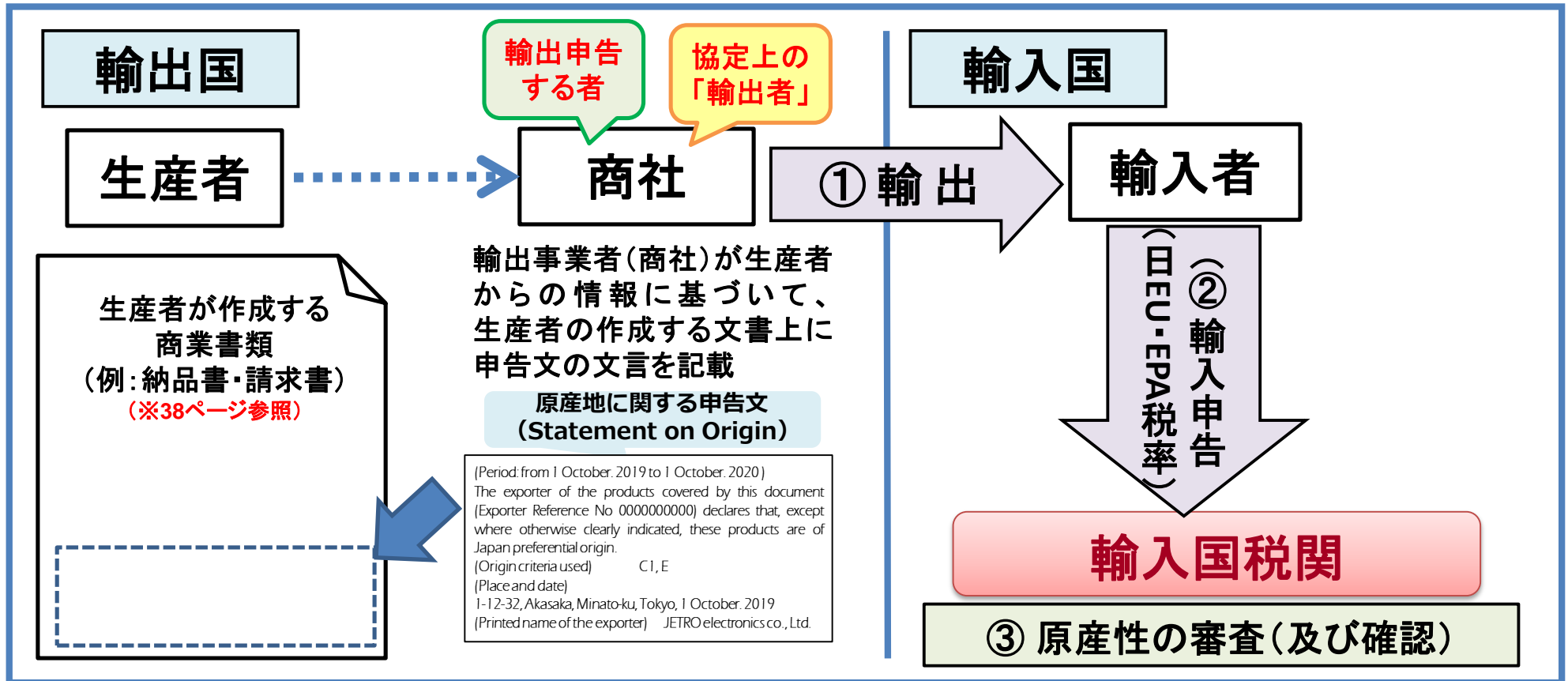
このケースでは、原産地に関する申告を作成した「輸出者」が商業上の書類を発行した者でないことを書類上に明記することが必要。

(記載例) "The exporter who made out a statement on origin is a producer of the product.
The exporter did not issue the commercial document with the statement on origin."

「原産地に関する申告」に基づく申請⑩

申告文の書き方(3)生産者ではない商社が輸出を行う場合

④協定上の「輸出者」となる**商社**が、生産者からの情報に基づき、生産者が作成する文書上に原産地に関する申告を作成すること。



このケースでは、原産地に関する申告を作成した「輸出者」が商業上の書類を発行した者でないことを書類上に明記することが必要。

(記載例) ”The exporter who made out a statement on origin is a producer of the product.
The exporter did not issue the commercial document with the statement on origin.”

「原産地に関する申告」に基づく申請⑪

自社で産品を輸出していない生産者が作成する商業文書で、
原産地に関する申告を作成することのできるものの例

- ◆ 原産地に関する申告を記載することのできる商業上の文書について、協定上は「**原産品について特定することができるよう十分に詳細に説明するもの**」(第3.17条2)と定義。
- ◆ 使用言語は特に限定されないことから、**日本語で作成された文書も有効と考えられる**一方、輸入国税関において、「商業上の文書」については**原産品を特定するために翻訳を求められる可能性がある**。

株式会社 じえとろ食品 Date:
東京都港区赤坂XXX
Tel 000000

納品書

**原産地に関する申告文
(Statement on Origin)**

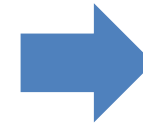
(Period: from 1 October, 2019 to 1 October, 2020)
The exporter of the products covered by this document
(Exporter Reference No 0000000000) declares that, except
where otherwise clearly indicated, these products are of
Japan preferential origin.
(Origin criteria used) C1, E
(Place and date)
1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October, 2019
(Printed name of the exporter) JETROelectronics.co., Ltd.

株式会社 じえとろ食品 Date:
東京都港区赤坂XXX
Tel 000000

請求書

**原産地に関する申告文
(Statement on Origin)**

(Period: from 1 October, 2019 to 1 October, 2020)
The exporter of the products covered by this document
(Exporter Reference No 0000000000) declares that, except
where otherwise clearly indicated, these products are of
Japan preferential origin.
(Origin criteria used) C1, E
(Place and date)
1-12-32, Akasaka, Minato-ku, Tokyo, 1 October, 2019
(Printed name of the exporter) JETROelectronics.co., Ltd.



原産品について十分詳細な説明
があれば、日本語の取引書類も
協定上有効になり得るが、輸入国
税関が記載内容から原産品に関
する情報を得るため、輸入者に翻
訳を求める可能性が想定される。

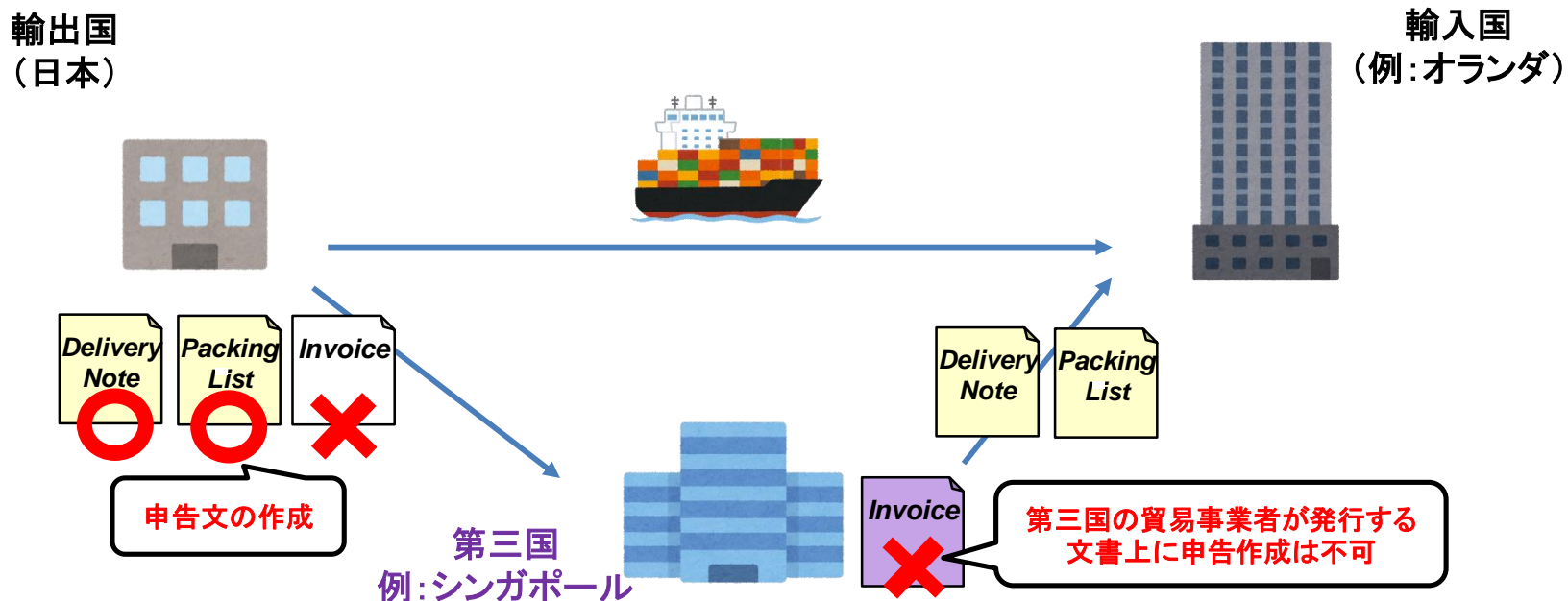
「原産地に関する申告」に基づく申請⑫

第三国インボイスが使用される場合

Q. 第三国で作成されたインボイス上に原産地に関する申告を記載することはできるか？

A. インボイスが第三国において発行されたことのみを理由として、特恵関税の要求が否認されることはない。ただし、インボイスを発行する貿易事業者が第三国に設立されている場合、第三国の貿易事業者が発行する文書上に「輸出者」が原産地に関する申告を作成することは想定されていない。

この場合、原産地に関する申告は、輸出締約国に所在する「輸出者」により発行された商業上の文書(例えば、デリバリーノート)に記載されなければならない。



日EU・EPA利用に関するその他のよくある質問と回答

Q. 複数回輸送での自己申告による特惠適用を受ける場合、二回目以降の輸送時に自己申告文の添付は必要か？

A. 初回申告との関連付けのため、輸入通関申告書上の所定の欄に必要事項を記載することで、二回目以降の輸入申告時は原産地申告なしでEPAが適用される。

Q. 「輸入者の知識」に基づく関税上の特惠待遇の要求の際に、原産地申告文は必要か？

A. 不要。輸入通関申告書上の所定の欄にコード番号「U112」を記載するのみで、日EU・EPAが適用される。輸入通関時点では、税関から要請がない限り原産地申告含め追加的な資料の提出は不要。

Q. EU側での日EU・EPAの運用に不明点があった場合、どこに問い合わせれば良いか。

A. 各輸入国税関、または、欧州委員会が設置した相談窓口(意見箱)でも問合せ受付。

TAXUD-E5_EU_JAPAN_EPA@ec.europa.eu

Q. 輸入通関後、事後的に日EU・EPAの適用を受けることは可能か？

A. 協定上規定がないが、EU側はEU法に基づき申請可能 (→次ページ参照)

EUにおける特惠関税の遡及適用ルール 関税の還付及び減免(Repayment and Remission)

原則	関税が、「有利な関税措置」の遡及適用に関して過剰請求された場合であって、通関申告が受理された時点で適用可能であった有利な関税措置を遡及的に講じる場合に、還付が行われ得る。 (関税割当て既に枠が消化されてしまった場合などの例外あり)
申請期間	原則として税関債務(customs debt)の通知がなされた日(通常は関税を支払った日)から3年以内
還付対象	還付対象額が10ユーロ以上の申告
還付までの基本的な流れ	<ol style="list-style-type: none"> ①税関当局は、還付申請を受理した日から30日以内に、還付を承諾するための手続き要件が満たされているか否かを審査、受理した旨を申請者に通告する。 ②関税還付の決定を下すために必要な追加情報があれば、申請者は税関当局の要請に従って提出する。 ③申請を受領した日から遅くとも120日以内に、税関当局は関税還付に関する決定を下し、申請者に通知する。 ④税関当局による決定が下されてから3カ月を超えても還付がなされない場合、還付額に利子が発生する。
申請主体	関税を支払った者またはその責を負う者、あるいはその者の権利義務を引き継ぐ者。申請者はEORIナンバー(注)を取得している必要あり。
申請先	関税債務を通知したEU域内の管轄税関当局
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ①通関申告が受理された時点の「有利な関税措置を示す書類」(原産地申告等) 欧州委の見解「遡及申請の時点で原産地申告が有効でなければならない」(日EU・EPAガイダンス) 「還付申請期間内であれば、日EU・EPA適用資格があることに気づいた時点で原産地申告を作成することが可能。申告文の作成日から記録保持義務などの義務が発生」(2020年2月4日 日本関税協会セミナー) ②申請者情報や物品の所在地など、通常の通関申告で求められる基本情報に加え、課税価額情報、法的根拠、銀行口座情報等の追加情報。より具体的には各加盟国税関当局の定めに従う必要あり。

(注)通関手続きの際の事業者の登録および識別を目的とした、EU全加盟国共通の事業者固有番号

(出所)欧州連合関税法典 第116条~123条

Copyright©2020 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

原産地証明制度

～EUにおける原産地手続ガイダンス～

◆欧州委員会税制・関税同盟総局(TAXUD)が、日EU・EPAの原産地手続きの運用にかかるガイダンスを公表。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/international-affairs/international-customs-cooperation-mutual-administrative-assistance-agreements/japan_en

2019年1月9日付で公表されたガイダンス

- ✓ 「特恵の要求、確認および否認」
- ✓ 「同一の製品の複数回の輸送のための原産地に関する申告」
- ✓ 「輸入者の知識」
- ✓ 「秘密の取り扱い」

2019年12月16日付で更新されたガイダンス

- ✓ 「原産地に関する申告」(新規)
- ✓ 「特恵の要求、確認および否認」(更新)

2020年1月31日付で更新されたガイダンス

- ✓ 「同一の製品の複数回の輸送のための原産地に関する申告」(更新)

Version 1
Date: 09JAN19

EU-Japan EPA Guidance
Statement on Origin for multiple shipments of identical products

1. Legal basis

Chapter 3: Rules of Origin and Origin Procedures

ARTICLE 3.17

1. --
2. A statement on origin shall be made out using one of the linguistic versions of the text set out in Annex 3-D on an invoice or on any other commercial document that describes the originating product in sufficient detail to enable its identification. The importing Party shall not require the importer to submit a translation of the statement on origin.
3. --
4. A statement on origin shall be valid for 12 months from the date it was made out.
5. A statement on origin may apply to:
 - (a) a single shipment of one or more products into a Party; or
 - (b) multiple shipments of identical products within any period specified in the statement on origin not exceeding 12 months.

日本からEU向け輸出時に日EU・EPAの適用を申請する場合は、通関申告書に指定のコードを記入

EU加盟国共通の通関申告書(単一行政文書
(Single Administrative Document:SAD))

https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/customs-procedures/general-overview/single-administrative-document-sad_en

<Box 34b>
(データ要素5/16)

34 Country origin Code
a | b | JP

<Box 36>
(データ要素4/17)

36 Preference
3 00※

<Box 44> (データ要素2/3)

44 Additional information/
Documents produced/
Certificates and authorizations

TARICコード、および必要な場合はそれに紐づく書類の情報(番号や日付等)を記載

TARIC コード

日EU・EPAの特恵関税適用の申請方法

U110

輸出者が作成する原産地に関する申告
(締約国に輸入される一又は二以上の製品の一回限りの輸送)

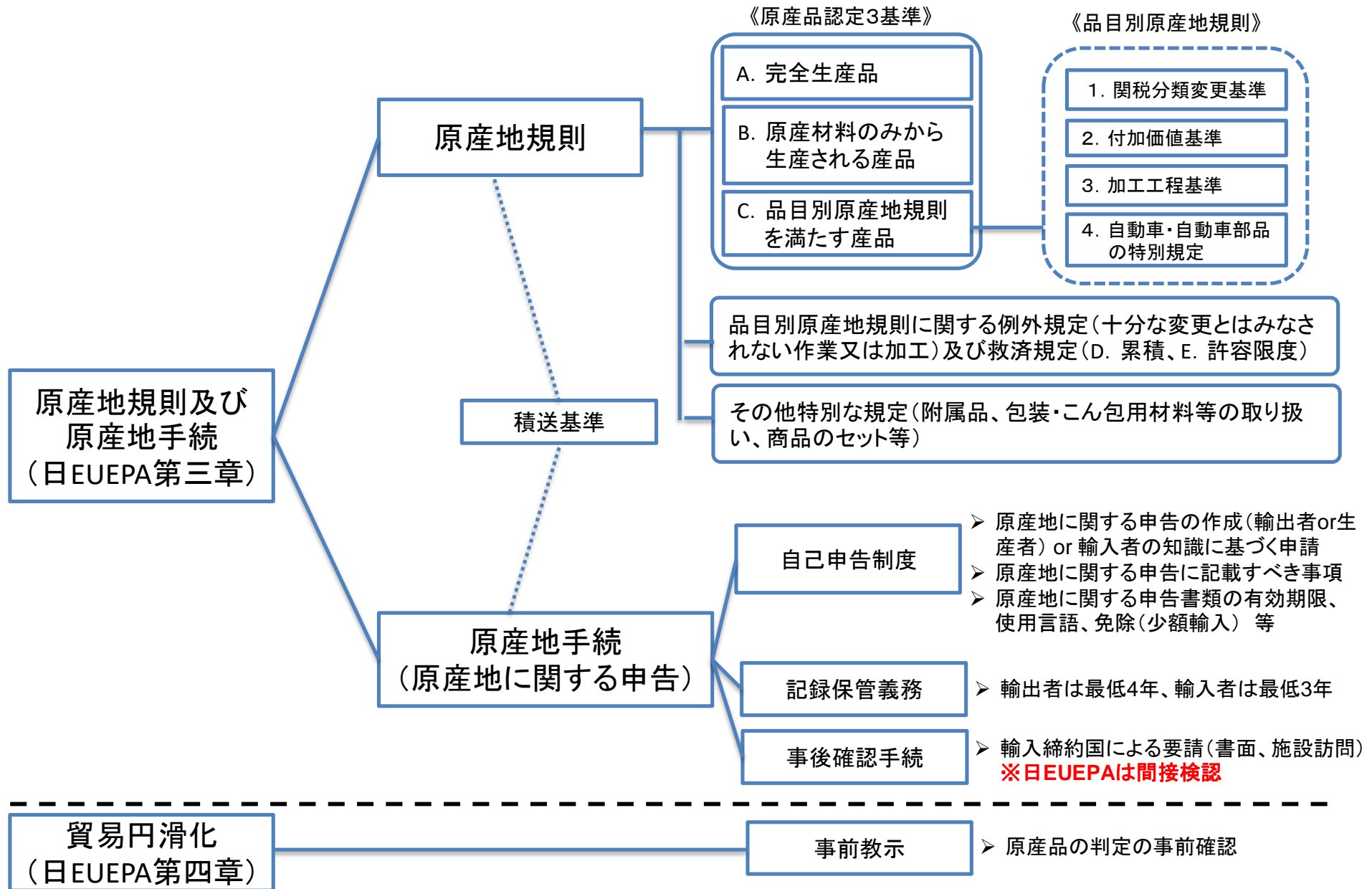
U111

輸出者が作成する原産地に関する申告
(締約国に輸入される同一の製品の二回以上の輸送)

U112

「輸入者の知識」

日EU・EPAにおける原産地規則の全体像



日EU・EPAにおける原産性の判断基準 ①完全生産品

- ◆ 日本国内(EU原産の場合はEU域内)で完全に得られ、または生産される商品は、原産品となる。
- ◆ 具体的には農水産品(動植物・魚介類等)、鉱物資源など。

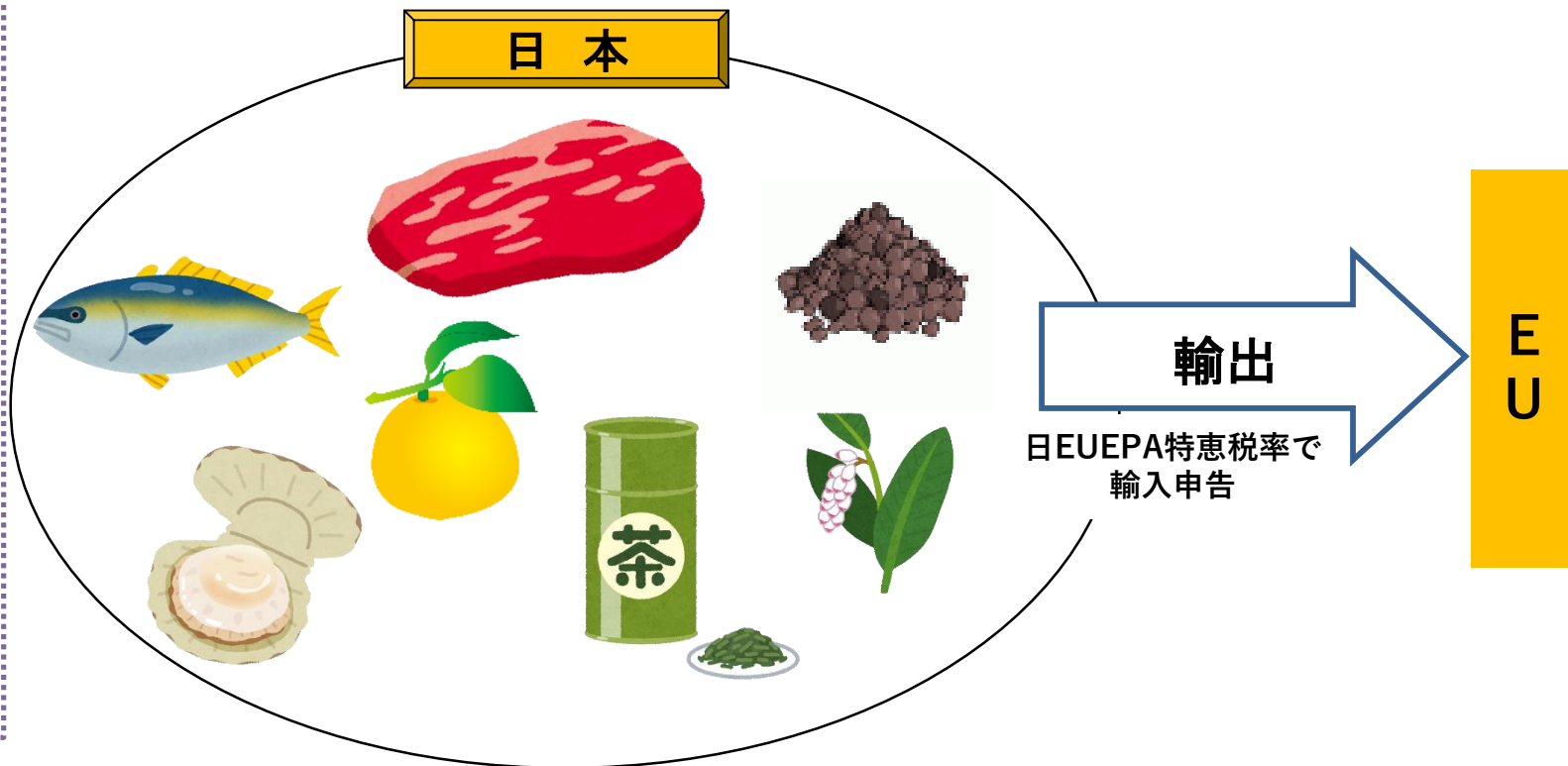
〈日本からEU向け輸出の場合〉

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ飼育されたもの
- 生きている動物から得られる産品
- 締約国内で狩猟、漁労等により得られる動物
- 養殖によって得られる水産物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 締約国の船舶により領海外の海で採捕された水産物
- 締約国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 締約国外の海底又はその下から得られる産品(国際法に基づく)
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 原材料の回収のみに適するくず
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

《類型》

- 農水産品、鉱業品の一次産品:一次産品の収穫、収集、採掘等を「生産」として捉える。
- くず、廃棄物やそれらから回収された物品:くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。
- 上記完全生産品のみから生産された物品:完全生産品またはその派生物から生産される産品も完全生産品であるという概念

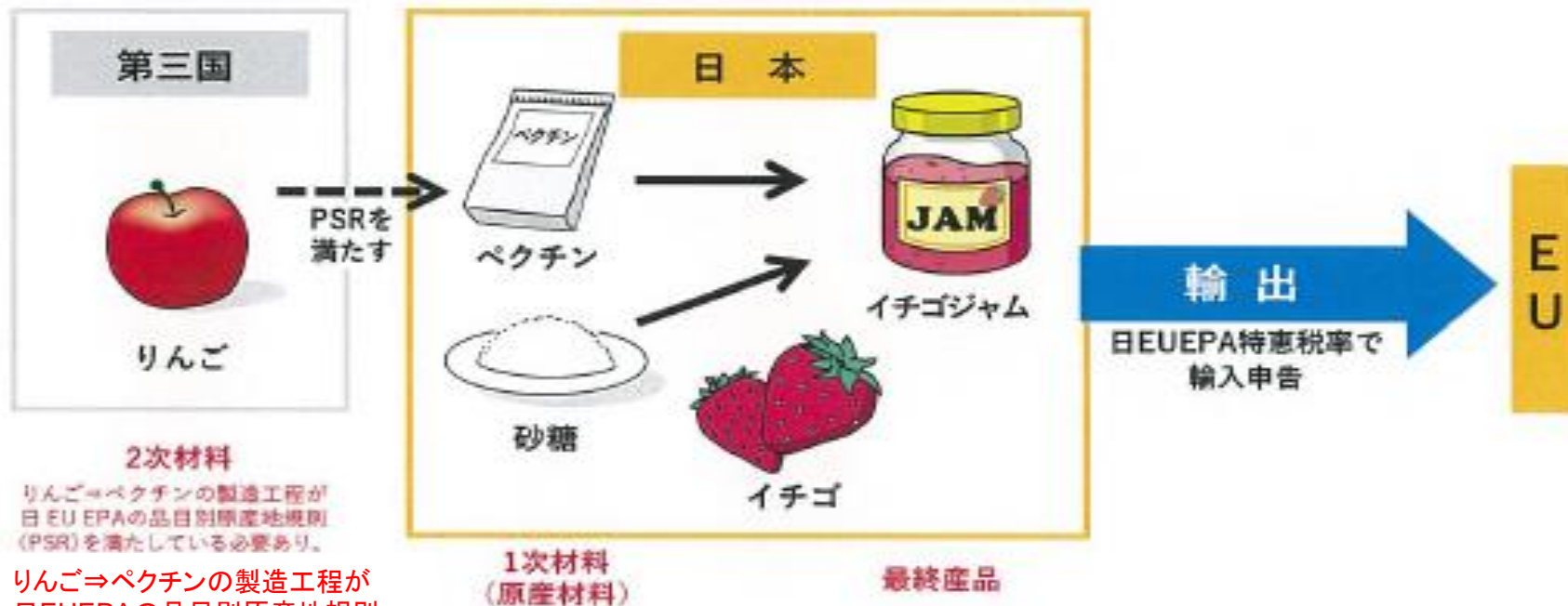


日EU・EPAにおける原産性の判断基準

②原産材料のみから生産される産品

- ◆ 生産に直接資料された材料(一次材料)のすべてが原産材料であるもの。
- ◆ 直接資料される材料(一次材料)の生産に使用される材料(二次材料)の中に、非原産材料(日本又はEU以外の第三国で得られた材料)が含まれていても、当該一次材料が品目別原産地規則(PSR)を満たしていればよい。
- ◆ 完全生産品との違いは、産品の材料の材料(2次材料)に第三国のものを含み、それを使用して日本で1次材料(原産材料)へと加工し、生産する点。

〈日本からEU向け輸出の場合〉



- ◆ りんご⇒ペクチンの製造工程が日EU EPAの品目別原産地規則(PSR)を満たしている必要あり。

日EU-EPAにおける原産性の判断基準

③品目別原産地規則(PSR)を満たす産品

- ◆ 非原産材料を使用しているも、日本もしくはEU域内における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を 日EU-EPAにおける原産品と認めるもの。
- ◆ 品目別規則(PSR)は関税番号毎に要件を定め、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が規定されている。

〈日本からEU向け輸出の場合〉



【PSRの3類型】

- ①関税分類変更基準: 材料と最終産品との間に特定の関税分類(HSコード)の変更があること。
- ②付加価値基準: 材料に一定以上の付加価値を付加すること。
- ③加工工程基準: 材料に特定の加工(例: 化学品の化学反応)がなされること。

日EU・EPAの品目別原産地規則(PSR)を、税関ウェブサイト上で検索可能。

※品目別原産地規則は、EUへの輸出・EUからの輸入で共通。
<http://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

http://www.customs.go.jp/roo/search/product/list/SectionChapterList_2017.htm

協定別全品目別規則一覧 (HS2017) / Product-Specific Rules of Origin for EPAs (Schedule) (HS2017)

番号 /H.S. code	品名 /Description	日EU経済連携協定 /Japan-EU EPA
84.09	第84.07項又は第84.08項のエンジンに専ら又は して使用する部分品 Parts suitable for use solely or principally with the engines of heading 84.07 or 84.08.	
8409.10	航空機用エンジンのもの	CTH; MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)
		CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).
	その他のもの Other	
8409.91	ピストン式火花点火内燃機関に専ら又は主として 使用するもの Suitable for use solely or principally with spark-ignition internal combustion piston engines	CTH; MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)
		CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).
8409.99	その他のもの Other	CTH; MaxNOM五十パーセント (EXW) 又は RVC五十五パーセント (FOB)
		CTH; MaxNOM 50 % (EXW); or RVC 55 % (FOB).
84.10	液体タービン及び水車並びにこれらの調速機	

①まず、確認したい最終製品の
HSコードを確認。

②次に、その製品が日EU/EPA上
の原産品と認められるため
に満たすべき条件を確認。

品目別原産地規則の例

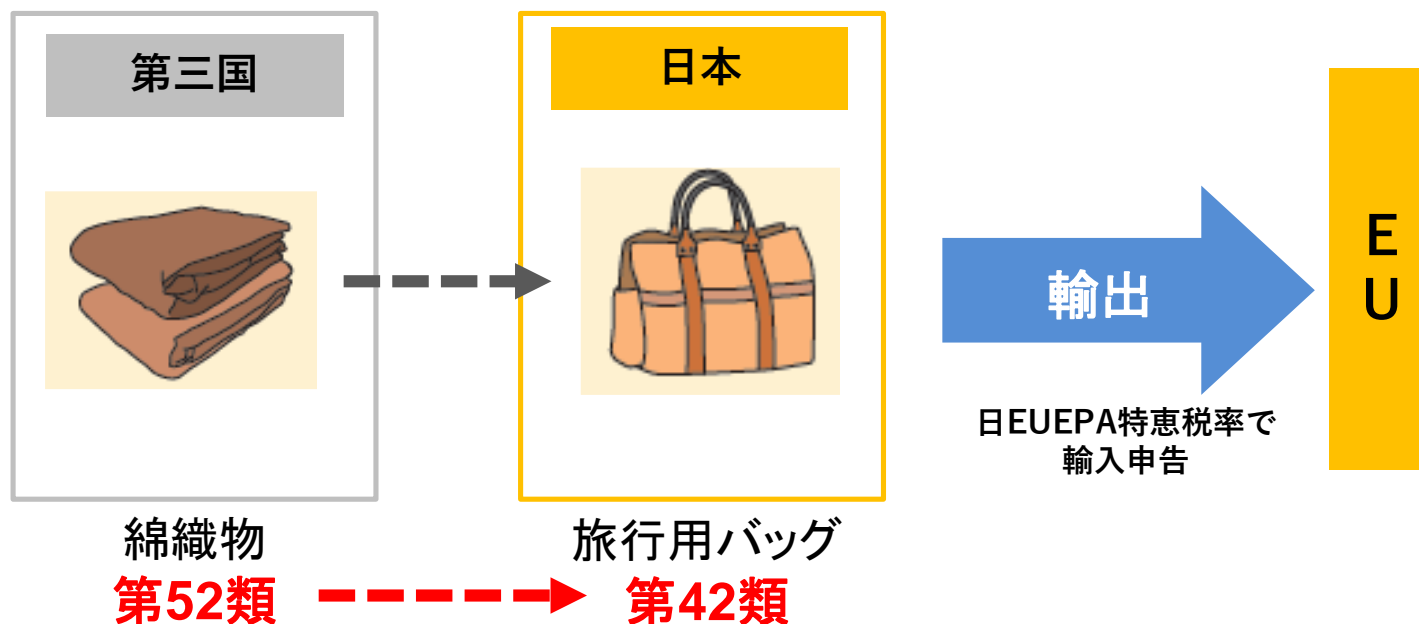
- 対象コード：ピストン式火花点火内燃機関に使用するもの(ガソリンエンジン)(8409.91号)
- PSR:
CTH(4桁レベルの関税分類変更基準);

MaxNOM(非原産材料の最大割合)
50%(EXW)以下(工場出し価額)
又は
RVC(控除方式の域内原産割合)
55%以上(船積み価額)

PSRの原産性判定方法① ～関税分類変更基準～

- ◆ 非原産材料の関税分類(HSコード)と最終製品のHSコードの間に特定の変更がある場合に、原産性を認めるのに十分な加工が国内でなされたとして原産品と認める基準。
- ◆ 求められるHSコード変更の桁数のレベルは3種類。
 - ① 「**CC**」(Chapter、「類」)の変更という場合は**上2桁**での変更。
 - ② 「**CTH**」(Heading、「項」)の変更という場合は**上4桁**での変更。
 - ③ 「**CTSH**」(Subheading、「号」)の変更という場合は**上6桁**での変更。

〈CC(類の変更)のイメージ〉 ※42.02項(旅行用バッグ)のPSR:CC(2桁レベルの関税分類変更)



- ◆ 日本で付加された価値により原産性を証明する方法。
- ◆ 原産性を認めるのに十分な付加価値が日本国内で付加された場合に、原産品と認める基準。

<PSRの記載例>・日EU・EPAでは、品目別原産地規則(PSR)で定める原産地規則の付加価値基準について、日本の従来のFTA/EPAで採用されている控除方式(RVC)と、非原産材料の使用割合に基づく方式(MaxNOM)の2つの計算方式を採用。事業者が、より有利な方式を選択できる仕組みを採用。

八七〇一八七〇七

MaxNOM四十五パーセント(EXW)又はRVC六十パーセント(FOB)

計算方式 A 控除方式の域内原産割合(RVC)

$$\frac{(\text{産品の本船渡しの価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額(VNM)})}{\text{産品の本船渡しの価額(FOB)}} \times 100 \geq \text{閾値}$$

計算方式 B 非原産材料の最大割合(MaxNOM)

$$\frac{\text{非原産材料の価額(VNM)}}{\text{産品の工場出し価額(EXW)}} \times 100 \leq \text{閾値}$$

➡ 原産品

・RVCでは船積み価額(FOB)、MaxNOMについては工場出し価額(EXW)で算出。輸出国内での運送費分についてFOBの方が高くなることから、一律5%の閾値の差が設けられている。

PSRの原産性判定方法③ ～加工工程基準～

非原産材料に対し、日本又はEU域内で品目別原産地規則(PSR)で定める特定の加工がおこなわれたことをもって原産品と認める基準。化学品や繊維製品などのPSRで採用されている。

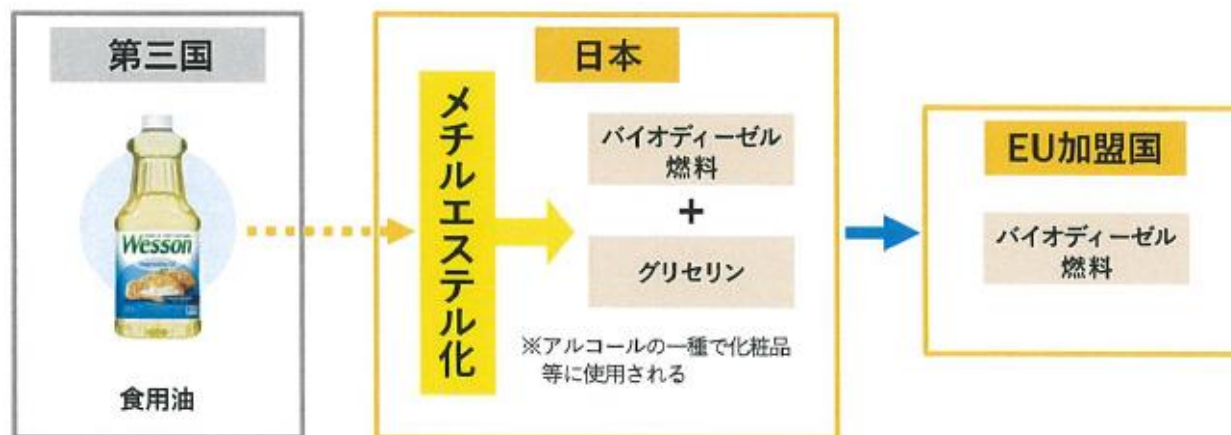
【化学品の加工工程基準の例】

下図の例では、材料である食用油を第三国より輸入し、日本においてメタノールを加えてバイオディーゼル燃料を製造している。

この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応(エステル化反応)が施されていることから、バイオディーゼル燃料は加工工程基準(この例の場合、エステル化を経ていること)を満たし、日本の原産品と認められる。

(参考)バイオディーゼル(HS3824.99)のPSR):

「生産においてエステル交換反応、エステル化又は水素化処理によってバイオディーゼルが得られること」



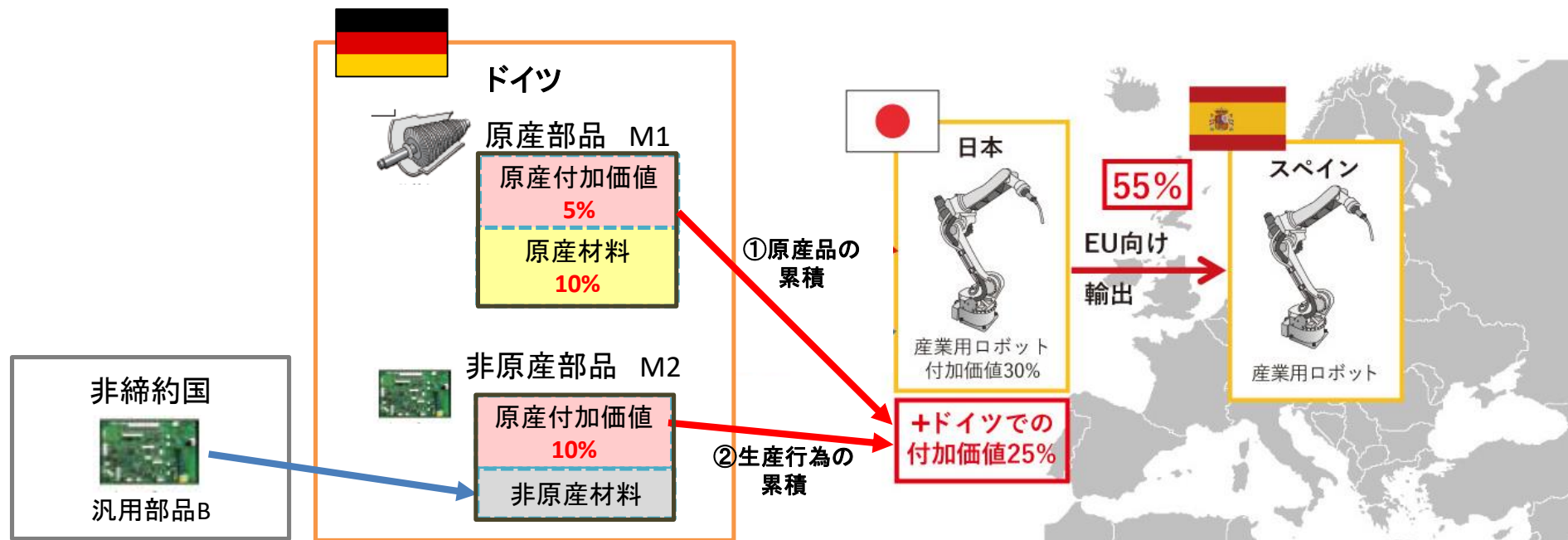
品目別原産地規則に関する救済規定～累積～

● 日EU・EPAでは、原産品の累積と生産行為の累積の両方が利用可能 (第3.5条)

一方の締約国で得られた原産品を、他方の締約国においても原産品とみなすことができる(原産品の累積)。また、一方の締約国における付加価値・加工工程を、他方の締約国の生産行為とみなすことができる(生産行為の累積)。

例えば、日本で生産する産業用ロボットにドイツのメーカーから輸入した部品M1、M2を組み込んでEU向けに輸出する場合、**①ドイツ原産の材料のみならず、②ドイツで行われた加工工程も含めて、EU向けに輸出する産業用ロボットを日本原産と見なすための付加価値にカウントすることが可能。**

<産業用ロボット(HS8479.50)の例> ※PSRはRVC(域内原産割合)で55%以上



品目別原産地規則を満たさない場合の救済規定 ～許容限度(デミニマス)～

- ◆ デミニマス／デミニミスとは日本語では「僅少の非原産材料」と訳されるが、輸出産品(繊維以外)の取引価額の10%以下の非原産材料であれば、ごく僅かな非原産材料として無視できるというルール。日EU・EPAでは、「許容限度」という名称で第3.6条に規定。
- ◆ 本ルールは、関税番号変更基準を用いる際での利用を想定。

<具体例>

第三国産の輸入部品(クラッチの部品2品)を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ(HS8708.93)を生産し、日EU・EPAの特恵税率を活用してドイツ向けに輸出する場合。

- ・クラッチのPSRは、「CTH」(関税分類(HSコード)の「項」の変更)、もしくは域内原産割合55%の付加価値基準。
- ・輸出する商品と同じ「項」(8708.93)に分類される輸入部品(非原産材料)を2個使用するため(8708の品名は「自動車の部分品」)、PSRに定められた「CTH」(項の変更)はクリアできない。
- ・しかし、当該クラッチ部品の輸入(CIF)価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である($25 \div 300 = 8.33\%$)。よってデミニマスルールを適用することで、原産品となる。

～附属品等、小売用又は輸送用の包装・こん包用材料及び容器の扱い～

◆ PSRのうち、付加価値基準を選択した場合、**製品とともに取引される附属品・予備部品・工具・マニュアル**※や小売用のこん包材、容器の価額は域内原産割合(RVC)の計算に加える必要がある。

※附属品・予備部品・工具・マニュアルの要件は、以下のとおり定められている

- ① 製品本体と共に納品され、インボイス(仕入書)が製品と別立てにされていない場合
- ② 附属品等の種類や数量および価額が、当該製品が通常販売される上で慣習的(常識的)な範囲であること(極端に高価な附属品が入っていると慣習的とみなされない)

原産地規則	附属品・予備部品・ 工具・マニュアル	こん包材・容器 (小売用)	こん包材・容器 (輸送用)
○: 右記を原産地規則の判定の際に考慮する ×: "	〃	〃	〃
完全生産品、原産材料のみから生産される製品	×	×	×
品目別原産地規則 (PSR)を満たす製品			
関税分類変更基準	×	×	×
付加価値基準	○	○	×
加工工程基準	×	×	×

例

(リングケース 非原産品: 500円)

銀の指輪
(HS: 7113.11)
10万円(うち、非原産
材料5,000円)

<事例: 銀の指輪>

- ◆ 製品価額を10万500円
- ◆ HS7113.11の品目別原産地規則(PSR)
- ① 付加価値基準: 域内原産割合(RVC)55%以上
 $(105,000 - (5,000 + 500)) / 105,000 \times 100 = 94.5\% \rightarrow$ 原産品とみとめられる。
- ② 関税分類変更基準: CTH(4桁レベルの変更)
 こん包容器の関税分類変更は考慮しなくても良い。

自動車・自動車部品に関する特別規定①

1. 付加価値基準の暫定的な閾値(付録3-B-1第2節)

完成車(乗用車)、自動車部品について、**協定発効後の一定期間において、付加価値基準の閾値を緩和**

<完成車(乗用車)>

HSコード	EU側譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第2節)		
			1年目から 3年目の末日まで	4年目から 6年目の末日まで	7年目の初日 から
8703	8年目撤廃	MaxNOM45% 又は RVC60%	MaxNOM55% 又は RVC50%	MaxNOM50% 又は RVC55%	MaxNOM45% 又は RVC60%

<自動車部品>

HSコード	品名	譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第2節)	
				(1年目から3年目の末日まで)	(4年目の初日から)
8407及び8408	ガソリンエンジン、 ディーゼルエンジン	即時撤廃 (一部4年目撤廃)	MaxNOM50% 又は RVC55%	(1年目から3年目の末日まで) MaxNOM60% 又は RVC45%	(4年目の初日から) MaxNOM50% 又は RVC55%
8706及び8707	原動機付きシャシ、 自動車の車体	8年目撤廃	MaxNOM45% 又は RVC60%	(1年目から5年目の末日まで) MaxNOM55% 又は RVC50%	(6年目の初日から) MaxNOM45% 又は RVC60%
8708	自動車部品	即時撤廃 (その他のバンパーは4年 目撤廃、その他のシート ベルトは6年目撤廃)	CTH、 MaxNOM50% 又は RVC55%	(1年目から3年目の末日まで) MaxNOM60% 又は RVC45%	(4年目の初日から) MaxNOM50% 又は RVC55%

(出所) 附属書2-A譲許表、附属書3-B品目別原産地規則、および付録3-B-1 第2節

2. 特定部品についての特別な品目別原産地規則(付録3-B-1 第3節)

さらに、特定の部品(バンパー、車体等)については、品目別原産地規則(PSR)に記載されるルールに加えて、付録三-B-1 第三節 2に記載される生産工程のいずれかを満たしていれば、原産性があるとみなされる

HSコード	品名	譲許内容	PSRの記載	特別規定(付録3-B-1 第3節)
7007.11	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の強化ガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	非原産材料の焼戻し。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
7007.21	車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用に適する寸法及び形状の合わせガラス	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	非原産材料の焼戻し又は積層。ただし、第70.07項の非原産材料を使用しないことを条件とする。
8707.20 8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ(注、次ページ参照)	自動車の車体	8年目撤廃	MaxNOM45%又はRVC60%	第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産(注、次ページ参照)
8708.10 バンパー(その部分品を除く)	バンパー及びその部分品	即時撤廃、4年目撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	生産において使用される全ての非原産であるポリマー製品及びフラットロール製品が鋳造され、又はプレス加工されること。
8708.29 車体用プレス部品(その部分品を除く) 扉組立て(その部分品を除く)	車体のその他の部分品及び附属品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。ドアスキン又はインソールパネルを製造するために使用される全ての非原産材料が鋳造され、又はプレス加工されること。生産において使用される全ての非原産であるドアの部品が組み立てられること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。
8708.50 駆動軸(差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない) 非駆動軸(その部分品を除く)	駆動軸及び非駆動軸並びにこれらの部分品	即時撤廃	CTH、MaxNOM50%又はRVC55%	ドライブシャフト及びディファレンシャルギヤが非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。 非駆動軸が非原産である金属フラットロールから生産されること。ただし、第87.08項の非原産材料は、使用してはならない。

車体(8707.10)にかかる付録3-B-1 第3節 1の注記

「8703.21から8703.90までの各号の自動車用の鉄鋼製ホワイトボディ」

(注)この節の規定の適用上、「ホワイトボディ」とは、金属部品が溶接された塗装前の車体をいい、フレーム及び車体部分の組立てを含み、次のものの枠組み構造の組立てを除く。

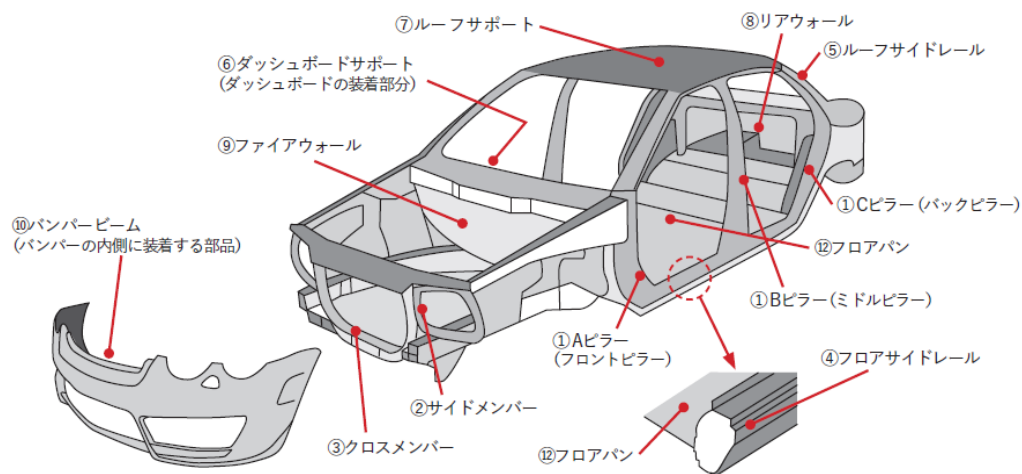
- エンジン、
- シャシの部分組立品及びトリム(ガラス、腰掛け、椅子張り用品、電子部品等)、
- 可動部品 (ドア、トランク、ボンネット及びフェンダー)

「第72.07項、第72.18項及び第72.24項の非原産である鉄鋼製の半製品の産品からの生産」

(注)関連する生産工程の基準を適用するため、

(a)次に掲げるホワイトボディの部品は、当該ホワイトボディの一部を構成する場合には、鉄鋼製のものでなければならない。

- Aピラー、Bピラー及びCピラー又はこれらに相当する部品
- サイドメンバー又はこれに相当する部品
- クロスメンバー又はこれに相当する部品
- フロアサイドレール又はこれに相当する部品
- サイドパネル又はこれに相当する部品
- ルーフサイドレール又はこれに相当する部品
- ダッシュボードサポート又はこれに相当する部品
- ルーフサポート又はこれに相当する部品
- リアウォール又はこれに相当する部品
- ファイアウォール又はこれに相当する部品
- バンパービーム又はこれに相当する部品
- フロアパン又はこれに相当する部品



(b)部品又は部品の組合せは、その名称にかかわらず、(a)に掲げる部品と同一の機能を果たす場合には、同様に鉄鋼製のものでなければならない。

(出所)付録3-B-1 第3節

特定部品の特別な品目別原産地規則については、協定発効から7年後、いずれかの締約国による要請があった場合には、規定の見直しを共同で行うことになっている。(付録3-B-1 第4節 1)

3. 第三国を含む累積(付録3-B-1 第5節)

乗用自動車その他の自動車(HS87.03)の製造に用いられる、ガソリンエンジン(HS:84.07)、ワイヤーハーネス(HS85.44)、自動車部品(HS87.08)の材料については、日本とEU以外の第三国で得られた材料を、日EU・EPAに基づく特惠待遇を受けるための累積に含まれるようになる可能性がある。

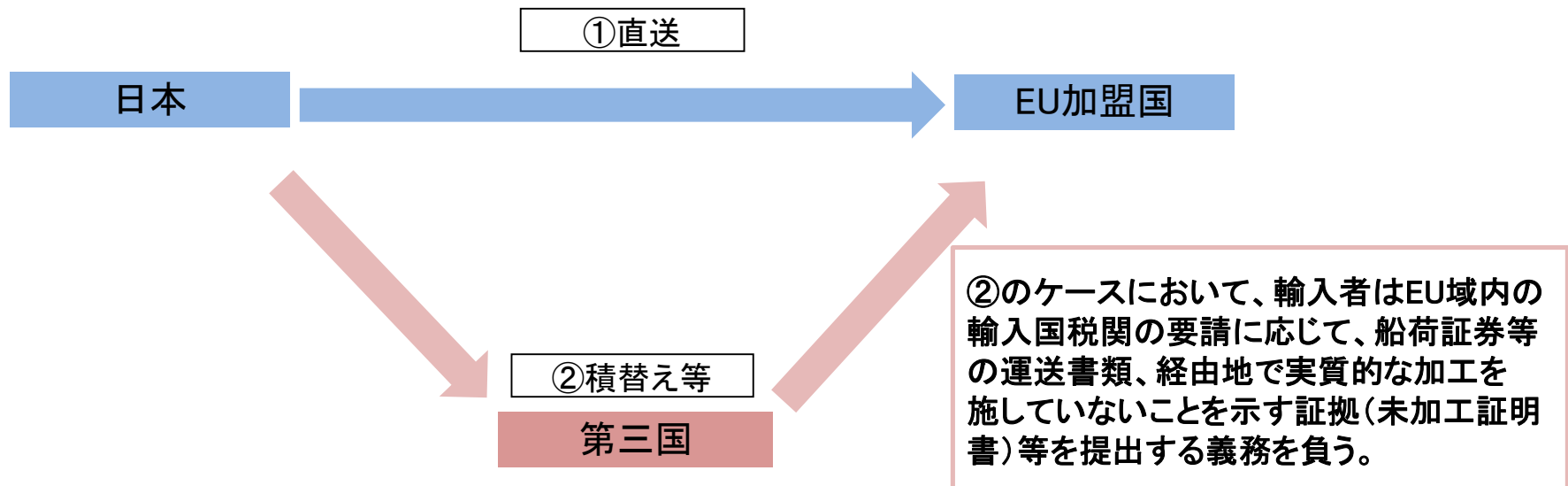
第三国産の材料を累積に含めるためには、次の3要件を満たす必要がある。

- ・日本とEUが、当該第三国との間においてそれぞれ効力を有する自由貿易協定を締結していること。
- ・日本又はEUと当該第三国との間で、日EU・EPA上の第三国を含む累積の実施を確保する十分な行政上の協力に関する取極が発効していること、および当該取極を、相手国(EU又は日本)に対して通報すること。
- ・当該第三国を含む累積を適用するための他のすべての条件について、日EU間で合意すること。

<日本及びEUが共通にFTAを締結している第三国>
メキシコ、チリ、スイス、カナダ、シンガポール、ベトナム※ (※EU側未発効)
<今後共通にFTAを締結する可能性のある第三国>
ASEAN、タイ、インドネシア、マレーシア、トルコ等

変更の禁止

- ◆ 原産地規則を満たす産品をEU加盟国向けに輸出する場合、第三国を経由せずに直接輸送(①)すれば、原産性が維持される。
- ◆ 第三国を経由する場合(②)でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先で第三国税関の管理下であれば、原産性は失われない。(第3.10条)



経由先で許容される作業 :

- 産品の蔵置又は展示(第三国において税関の監視のもとに置かれている場合)
- 輸出者(又はその責任)による貨物の分割(第三国において税関の監視のもとに置かれている場合)
- 輸入先のEU加盟国から要求されるマーク、ラベル等の書類添付、又は施す工程
- 原産品を良好な状態で保存するため又は輸送に必要なその他の作業

EUの事前教示制度：BTIとBOI

関税品目分類に関する事前教示制度：「拘束的関税分類情報(Binding Tariff Information: BTI)」

- ◆ある産品がどの品目コードに分類されるかについて、事業者からの書面による要請に対して当局が書面で回答。
輸出する品物がどのCNコード/TARIC下位分類に分類されるかを最終的に判断するのは、輸入国の税関
- ◆発行済みで有効なBTIについては専用データベースで閲覧可能(右下図)。
異なる加盟国の当局に対してでも、同一製品に対し複数のBTI取得申請をすることは違法。

原産地規則に関する事前教示制度：「拘束的原産情報(binding origin information: BOI)」

- ◆ある産品が原産性を満たしているか否かについて、事業者からの要請に対して当局が書面で回答。
・申請に必要な情報はガイダンスに案内があるが、共通のフォーマットは特に用意されておらず、申請方法(電子申請もしくは郵送による申請か等)は各国当局に委ねられている。

<BOIガイダンス>

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/guidance_boi_en.pdf

<各加盟国のBOI申請先>

[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0128\(05\)&qid=1499417856189&from=EN](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0128(05)&qid=1499417856189&from=EN)

<輸出品のBTI、BOI取得方法>

- 申請フォームに記入し、法律上拠点のあるEU加盟国または輸出入を行おうとしているEU加盟国の税関当局に郵送する申請にあたっては、EUの事業者登録・識別(EORI)システムでEORI番号を取得している必要がある。
BTIの申請は、製品の種類ごとに個別に行わなければならない。

【費用】原則無料で発行。

【所要日数】申請受諾日から原則最長120日以内に発行。

【有効期間】発行したEU加盟国がどの加盟国であっても、EUの全加盟国において原則3年間有効。その決定の効力開始日より後に、通関手続きが完了した産品にのみ使用できる

【電子化】EUは2016年5月1日から通関業務の電子化を進めている。新システムへの移行期間(2020年12月末までを予定)は、BTIの申請・決定は、電子データ以外を使用することが認められている。移行期間終了後は、BTIの申請や決定受領は電子上で行われる予定



European Binding Tariff Information (EBTI)

This website provides access to Binding Tariff Information (BTI).

For more information about BTI, click [here](#).

For information about an existing BTI, you may want to contact [the customs administration of the Member State](#) which issued it. However, remember that, according to the provisions for data protection, there are limitations as to the information an administration can provide.

If you need a BTI for your product, fill in an [application form](#) and send it to the relevant customs administration.

(出所)欧州委員会、BTI専用データベース

記録保管義務と有効期限

・記録の保管義務

輸入者・**産品を輸入した日から最低3年間**。輸出者が作成する原産地に関する申告に基づく申請の場合、輸入国税関から求められた際には、原産地に関する申告書のコピーを提出しなければならない。

輸出者・**原産地申告を作成した日から最低4年間**
保管すべき書類は、特惠関税適用申請の方法によって異なる点に注意。

特惠関税適用の申請方法	輸入者が保管義務を負う書類 (輸入時から最低3年間)	輸出者が保管義務を負う書類 (申告作成日から最低4年間)
A 輸出者または生産者による自己申告の場合	輸出者が作成した原産地に関する申告 (第3.19条第1項(a))	原産地に関する申告の写しおよび産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録(第3.19条第2項)
B 輸入者の知識に基づく申告の場合	産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録(同項(b))	—

・原産地に関する申告の有効期限: 作成から12カ月間(第3.17条第4項)

・原産地に関する申告の適用(第3.17条第5項)

(a) 日本もしくはEU域内に輸出される一又は二以上の産品の一回限りの輸送

(b) 日本もしくはEU域内に輸出される同一の産品の二回以上の輸送

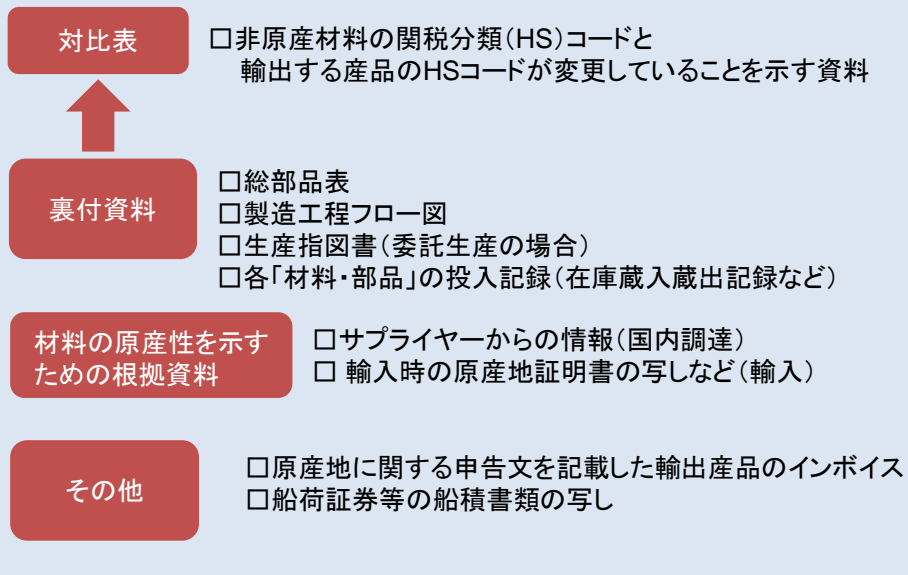
(原産地に関する申告に記載する12カ月を超えない期間内に行われるもの)

→EU向けの輸出で複数回利用したい場合、仕向け地はEU域内で必ずしも同一の国でなくても良い

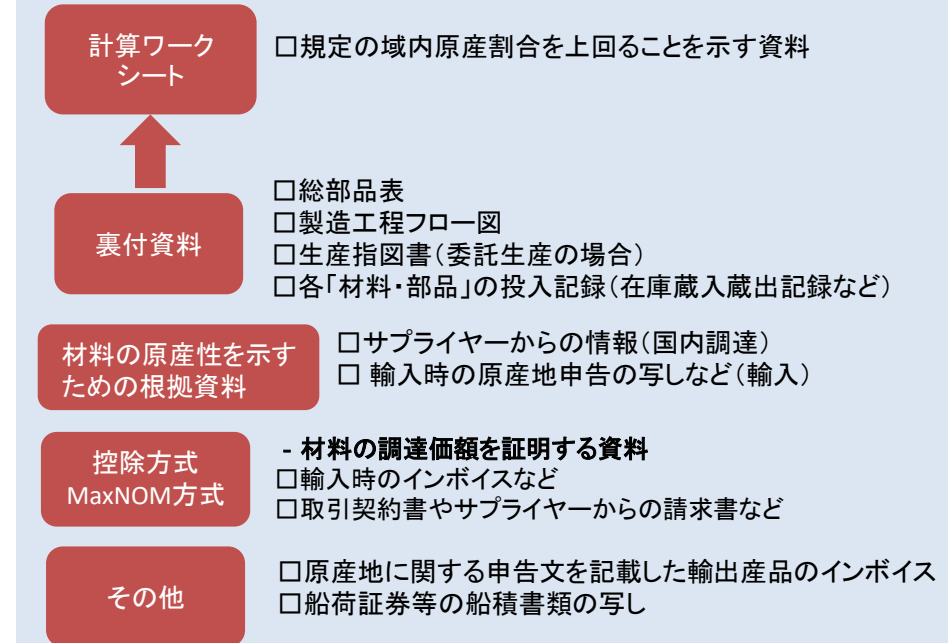
原産地証明の根拠

- ◆ 輸出者(生産者を含む)による申告、または輸入者の知識に基づく場合のいずれも、非原産材料を使用して、品目別原産地規則を満たすことで原産品とする場合の根拠資料は原則として共通。
- ◆ 生産者ではない輸出者が原産地申告文を作成する場合、輸出者はあらゆる根拠資料を生産者から取り寄せて保持する必要はなく、**生産者から輸出者に宛てた宣誓書があるなど、生産者が有する情報に対する合理的な信頼があれば良い。**
- ◆ **輸入者の知識**に基づく場合は、輸出者または生産者から裏づけとなる書類を取り寄せる必要がある。

関税分類変更基準の場合の根拠資料の例



付加価値基準の場合の根拠資料の例



経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」

(具体的な資料の作成例およびフォーマットにアクセス可能)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

＜原産材料であることのサプライヤーからの宣誓書例＞

- ✓ 品目別原産地規則(PSR)で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要がある。
- ✓ 証明にあたっては、国内やEU域内のサプライヤーから、供給を受けた材料・部品が日EU・EPAにおいて原産品であることを示す宣誓書(誓約書も同義)を作成してもらう。EU域内他国のサプライヤーからの材料・部品の場合、日EU・EPAの原産地に関する申告文があればその写しを宣誓書の代わりに用いることが可能。
- ✓ 宣誓書には、部品・材料が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品・材料の名称、型番などを記載する必要あり。

〇年〇月〇日

東京都港区赤坂1丁目12番32号
露ヶ関製造株式会社御中

東京都千代田区大関2-10-82
じえとろ電気株式会社
代表取締役社長 貿易 する雄

宣誓書

拝啓
貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、この度ご注文頂きました下記製品は、日本・EU経済連携協定の品目別原産地規則に基づいた原産性確認の結果、以下の通りであることを宣誓いたします。尚、本宣誓書と当該製品の原産性確認に関する資料は4年間保存し、日本、EU両政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じてその要請先に提出いたします。今後共、引続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

敬具

記

品名	弊社型番	HSコード	判定基準	確認結果
リターンピン(4本)用 合金工具鋼鋼材	XY-47	7215.50	CTH(4桁変更)	原産材料
突き出しピン(4本)用 炭素工具鋼鋼材	XY-48	7215.50	VA(基準値55%以上)	原産材料

以上

経済産業省委託事業


<https://epa-info.go.jp/>

委託事業者: 東京共同会計事務所

TEL 0120-910-385 Mail epa-desk@epa-info.go.jp

経済産業省委託事業

経済連携協定 (EPA) を活用して、海外事業を拡大しよう



新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う、弊デスク業務縮小に関するご案内

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止に伴いまして、誠に申し訳ございませんが、弊デスクではご相談・ご案内の各業務を下記の通り縮小させていただきたく存じます。

【継続】

- ・電話でのご相談: 通常通りご対応いたします。
- ・メールでのご相談: 通常通りご対応いたします。

【再開】

- ・ワークショップ: 7月度・8月度のワークショップにつきまして「インターネット配信のみ」の形式にて再開いたします。

【休止】

- ・対面相談: 全てのご予約受付を休止いたします。

対面相談再開の時期については、決まり次第別途告知致します。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど何卒宜しくお願い致します。

EPAの手続きをご相談されたい方へ

EPAをご利用の際には、以下の情報が必要となります。

お電話、メールでの問い合わせ時に必ず確認させていただく事項となりますので、お問合せの前に以下(1)~(6)をご確認ください。

問診票

- 1) 輸出品は日本で生産されていますか?
- 2) 御社は輸出者・生産者・その他のどれに該当しますか?
- 3) 仕向国はどこですか?
- 4) EPAを利用して関税率は低くなることを確認しましたか?
- 5) ご利用協定
- 6) 輸出品のHSコードを確認しましたか?

[クリップボードにコピー](#)
[問診票を印刷](#)

ただ今、営業時間外となります

TEL 0120-910-385
受付時間: 平日10時~17時 (12時~13時を除く)
定休日: 土日祝日、8月13~15日、12月29日~31日



無料電話相談受付中

0120-910-385

※ お電話でのお問い合わせの際は、(1)~(6)の情報をお手元にお控えいただいた上で、ご相談下さい。(問診票印刷可能)

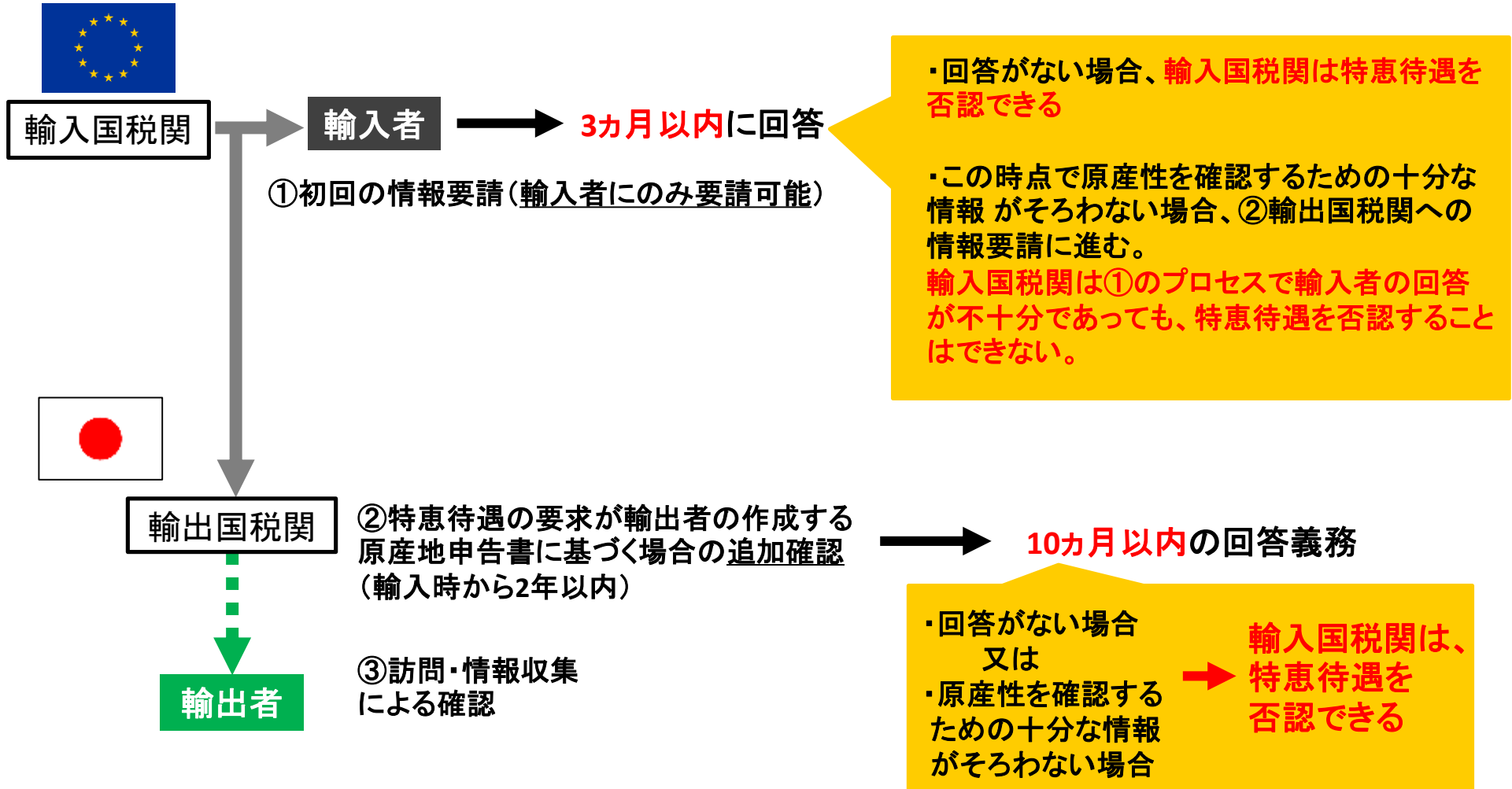
メールでのご相談はこちら

epa-desk@epa-info.go.jp

日EU・EPAにおける原産性の確認手続(検認)

①「原産地に関する申告」に基づく申請の場合

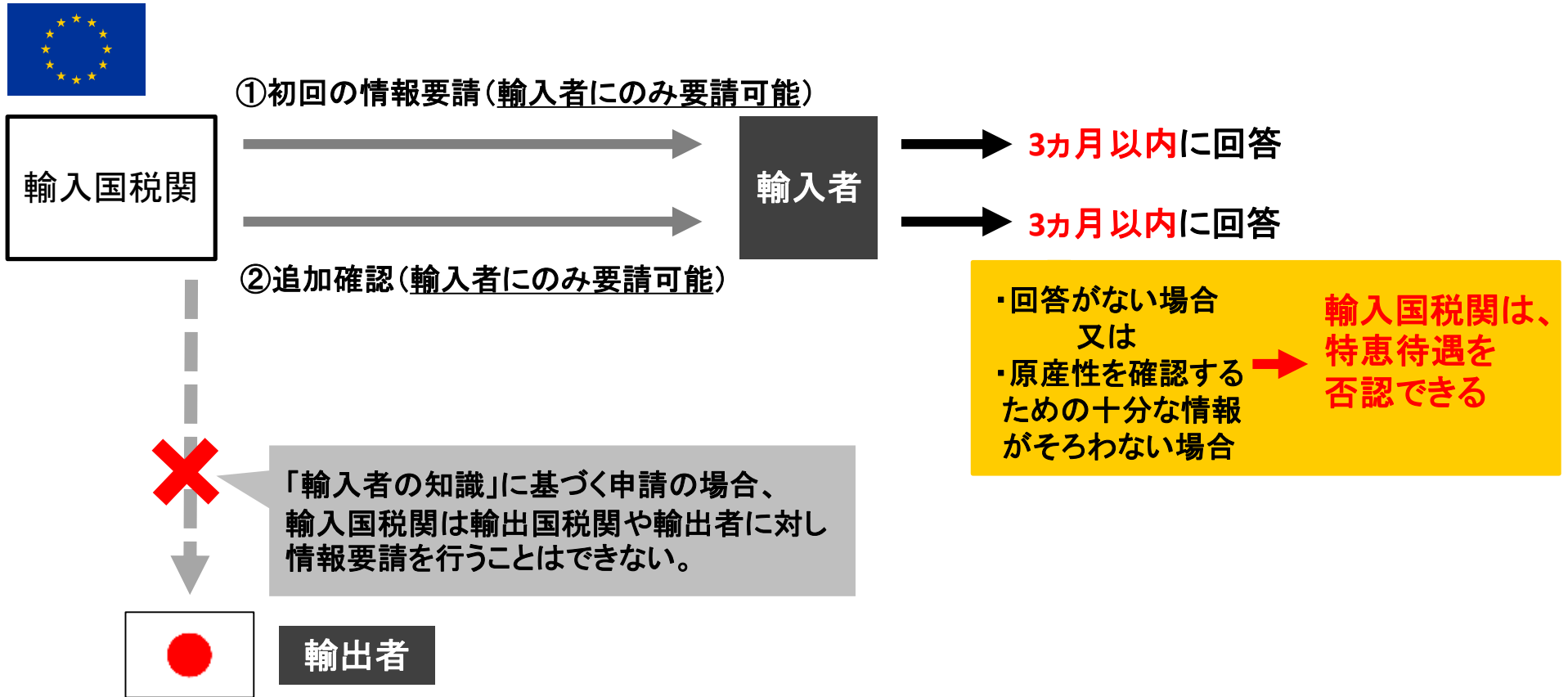
日本からEU向けに輸出した製品の原産性に疑義がある場合、EU加盟国税関はまず輸入者に照会。
さらなる情報が必要な場合に限り、輸出国(日本)税関を通じて輸出者に情報要請(間接検認)



日EU-EPAにおける原産性の確認手続(検認)

②「輸入者の知識」に基づく申請の場合

輸入者が、輸出者に代わり自身で産品の原産性を証明する「輸入者の知識」に基づく申請の場合、輸入国税関は検認の際、もっぱら輸入者のみに情報を要請。



EU加盟国税関から検認を受けた場合の対応

- 日EU・EPAは、輸入税関による原産性の確認(検認)について、**輸出国税関を通じて間接的に実施する仕組み**を採用。

「日EU協定に基づくEU税関当局からの情報提供要請」 (輸出貨物に対する事後確認について)

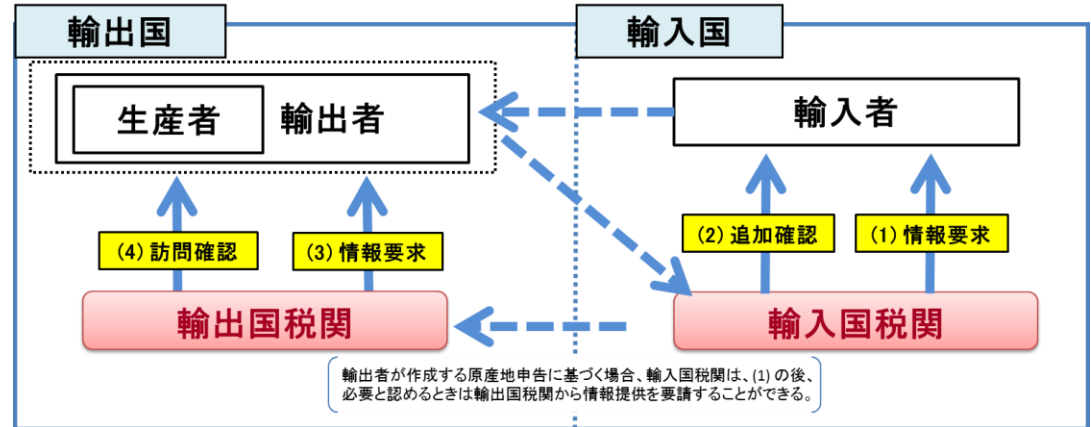
日EU協定に基づくEU税関当局からの情報提供要請
(「輸出貨物に対する事後確認」について)

「輸出貨物に対する事後確認」とは、特惠税率を適用した輸出貨物について、相手国税関当局が、各協定等の規定に基づき、その貨物が輸出締約国(日本)の原産品であるか否かについての確認を事後的に行うことをいい、日本の輸出者・生産者が情報の提供を求められることがあります。
日EU協定においては、EU税関当局からの要請に基づき、財務省税関が原産地に関する申告文を記載した日本の輸出者・生産者に対して情報提供を求めます。

- 事後確認の方法**
EU税関当局の要請を受けた財務省税関から書面又は訪問により実施されます。書面には、情報提供要請対象の貨物及び確認内容が記載されています。
- 情報の提供**
上記、情報提供要請対象の貨物が日本の原産品であるか否かを確認するため、生産に係る説明及び疎明資料(契約書、仕入書、材料表、製造工程表など)を提出していただきます。
- 回答期限**
回答期限は、(1)の書面に記載されています。
- 根拠法令**
財務省税関は経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(平成二六年法律百二十二号)(EPA申告原産品法)に基づき、資料の提出等を求めることとしています。
※1 EPA申告原産品法に規定する主な事項
書類の保存(第5条)、資料の提出及び立入検査等(第7条)、罰則(第12条)
※2 日EU協定に規定する主な事項
運用上の協力(第3・22条)、関税上の特惠待遇の否認(第3・24条)
- 事後確認の結果**
提出していただいた情報及び回答書を基に、財務省税関が産品が原産品かどうかについての意見を作成しEU税関当局へ提供しますが、原産品か否かの最終的な判断はEU税関当局が行うこととなります。
回答により、EU税関当局が当該貨物について日本の原産品であることを確認できた場合には、EU税関当局において特惠税率の適用が是認されます。
一方、期限内に回答をしない場合や提供された情報が原産品であることを確認するために十分でない場合には、EU税関当局により、特惠税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。

自己申告制度に係る輸出貨物に対する事後確認についてのお問い合わせは、
下記へお願いいたします。

担当部門	メールアドレス
財務省・税関 EPA原産地センター (東京税関総括原産地調査官)	epa-roo-center2@customs.go.jp



(出所) 税関ウェブサイト

http://www.customs.go.jp/roo/leaflet_EU.pdf

欧州における新型コロナウイルス関連情報発信

Distribution of new coronavirus related information in Europe

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/europe/>

特集：新型コロナウイルス感染拡大の影響

欧州における新型コロナウイルス対応状況

EU	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集
イタリア	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集
スペイン	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集
ドイツ	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集
フランス	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集
英国	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集
オランダ	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集
スイス	● 事業者・ビジネス関連措置	● 関連リンク集

- ・ 在欧日系企業へのアンケート調査結果
- ・ 無料WEBセミナー
- ・ 各国の入国制限の状況
- ・ 各国の移動制限・事務所閉鎖等の措置一覧

まとめ：ビジネス活動正常化に向けた基本情報



最新の基本的な情報をコンパクトにまとめました。

- ・ イタリア (7月20日) (973KB)
- ・ スペイン (7月20日) (1.2MB)
- ・ ドイツ (7月20日) (1.1MB)
- ・ フランス (7月20日) (1.0MB)
- ・ 英国 (7月20日) (1.0KB)

イベント情報

種別	イベント名	開催日	開催場所	ステータス
セミナー・講演会	【WEBセミナー】駐在員が語る各国製造業の最新情勢（欧州・ロシア編）	7月9日	ロシア・モスクワ、ドイツ・デュッセルドルフ、英国・ロンドン	受付終了
セミナー・講演会	【現地発ウェビナー】「新型コロナウイルスをめぐって中・東欧の現状」 (250KB)	6月24日	ワルシャワ、ブダペスト、プラハ、ブカレスト、ウィーン	受付終了

新着ニュース（ビジネス短信）

- 2020年7月21日 EU首脳、復興パッケージに合意(EU)
- 2020年7月20日 ポスト・コロナの日アフリカ関係強化を議論、英インベストアフリカ主催ウェビナー(英国、アフリカ)
- 2020年7月20日 欧州金融安定基金、ギリシャ向け融資の返済優遇措置を継続承認(ギリシャ)
- 2020年7月17日 日本からの入国時の自主隔離措置を引き続き義務付け(イタリア)
- 2020年7月17日 EUの上半期の新車登録台数、前年同期比38.1%減(EU)
- 2020年7月17日 ユーロ圏の企業の融資需要は増加傾向(EU)
- 2020年7月17日 EU理事会、モンテネグロ、セルビアを入域制限解除国リストの対象外に(EU)
- 2020年7月16日 衛生緊急事態宣言を解除、7月11日から移行期間入り(フランス)

もっと見る

地域・分析レポート

- 2020年6月30日 視点・分析 イタリアのスタートアップ、コロナ禍をチャンスに変える
- 2020年6月30日 視点・分析 新型コロナ禍に伴う制限措置緩和と経済回復に向けた模索が続く（ドイツ）
- 2020年6月5日 視点・分析 英国の食品業界における新型コロナウイルスをめぐっての現状と「コロナ後」の見通し
- 2020年5月21日 視点・分析 新型コロナ感染爆発は回避も、厳しい経済・社会情勢続く（デンマーク）
- 2020年5月11日 視点・分析 日用品トレンドにも広がるサステナビリティ（持続可能性）、消費者のニーズも高まる（ドイツ）
- 2020年5月7日 視点・分析 新型コロナウイルス感染症の流行拡大で広がる投資規制厳格化の動き
- 2020年4月21日 視点・分析 デジタルを駆使した新型コロナウイルス課題解決への取り組み（チェコ）
- 2020年4月3日 視点・分析 新型コロナウイルス対策へ正念場（ドイツ）
- 2020年3月10日 視点・分析 新型コロナウイルスの経済的影響、政府による経済支援への期待高まる（ドイツ、中国、イタリア）

在欧日系企業へのアンケート調査結果

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、ジェトロは在欧日系企業を対象に、在宅勤務や駐在員の一時帰国などの実施状況、感染拡大による生産や販売への影響などについて、アンケートを実施した。

- 在英日系企業への新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査（実施日：5月18日～21日） (1.5MB)
 - ・ 解説記事
- 在ドイツ日系企業等に対する新型コロナウイルス対策に関わるアンケート調査（実施日：5月6日～20日） (502KB)
 - ・ 解説記事
- 在チェコ日系企業への新型コロナウイルスの影響に関するアンケート調査（実施日：5月28日～6月5日） (1.2MB)
 - ・ 解説記事

ご清聴ありがとうございました。

・JETROの情報発信WEBのご紹介

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/epa/>

(日EU・EPA関連情報のページ)

→ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf

(日EU・EPA解説書のページ)

→ <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/0501/>

(地域・分析レポート特集「欧州市場に挑むー中堅・中小企業等の欧州ビジネス事例から」)

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/>

(EU情報のページ)

→ <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/fe6334f4e426937e.html>

(2019年度欧州進出日系企業実態調査レポートのページ)

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

(英国のEU離脱に関する情報のページ)

→ <http://www.jetro.go.jp/biznews/>

(海外ビジネス情報:ビジネス短信)

→ <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html>

(メルマガ:ユーロトレンド配信登録)(無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします

JETRO 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

<免責条項>

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。

JETROではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、JETROで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。